

令和2年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和2年12月4日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 春木 尚登	教育長 高田 稔
企画総務部長 野崎 圭二	市民部長 矢田 正和
健康福祉部長 妹尾 浩子	産業経済部長 岩佐 賢二
建設部長 川野 一郎	水道部長 藤野 芳大
会計管理者 藤川 靖人	教育部長 阿部 仁子
危機管理局長 吉川 和宏	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 大森 章司	健康福祉部次長 稲井 誠司
産業経済部次長 森 克彦	建設部次長 高田 敬二
教育部次長 森北 博文	教育部次長 森友 邦明
吉野支所長 石川 久	土成支所長 伊坂 好史
阿波支所長 林 英司	農業委員会事務局長 岩野 竜文

監査事務局長 寺 井 加代子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 笠井 久美代

事務局議事総務課主幹 石原 かおり

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、阿波みらい三浦三一君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい三浦三一君。

○20番（三浦三一君） マスクを外して、させていただきます。

おはようございます。市長の市政運営に携わってきた4年間の総括について、再選に向けての思いについて、阿波みらい三浦三一、ただいまから会派を代表して2点の質問をさせていただきます。

最初に、1問目は今年度を含めた藤井市長の市政運営に携わってきた4年間の総括について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

現在の国政は、本年9月16日に菅内閣が誕生しておりますが、収束の見えない新型コロナウイルス感染の影響を受けた国民の雇用などを守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意を持って経済財政運営を行うとともに、経済財政一体化改革の実現に着実に推進し、次世代への責任の視野に立って、質の高い持続的な成長、中・長期的に持続可能な財政運営を実現していくとしております。

一方、阿波市においては新型コロナウイルス感染対策において、これが国難以上の世界的な問題であることを踏まえ、国、県と歩調を合わせながらも本市に即した対策を全力で構築していると感じております。また、まちづくりの推進は順調に進捗しており、来年4月には合併後17年を迎えます。特に、藤井市長におかれましては、平成29年5月に市長就任以来、市政の各分野においてきめ細やかな計画づくりに努められ、市民の参画を推進されるとともに、厳しい財政状況が続く中であって健全財政を堅持しつつ、長期展望の

下、市民の目線に立ち市民生活を充実したまちづくりを進めておられました。また、選挙公約として掲げる市民と歩む、輝くまちづくりを基本に9つの公約を上げ、切れ目のない子育て支援の充実、農・商工業、観光の振興など、行政経験を生かした市政を目指すため様々な政策についても着実に実行されました。

特に、藤井市長は、平成23年3月に阿波市総務部長として定年退職され、その後、阿波市政策監を4年間、続いて阿波市副市長も経験されており、行政経験50年以上の最大の強みであります。また、平成29年度から令和8年までの10か年の第2次阿波市総合計画を策定する際に、第2次阿波市総合計画の実施の検討検証にも幹部として携わっております。これも市長のあらゆる行政実績に加え、事象だけでなく阿波市現役の現場を把握しながら様々な行政決定する市長の考え方、また時期を有することない決断力など、市議会議員、市職員、市民に安心感を与えているものと思っております。

さらに、藤井市長がこれまでに取り組んでこられた多くの実のある実績の中、例を挙げますと、旧阿波市市役所本庁に徳島県警察本部、阿波運転免許センター、スマートインターチェンジ、西精工株式会社、トマトパーク徳島など誘致を終え、各幼保連携型認定こども園の整備事業並びに土成図書館、公民館整備など、市長の一体化の醸成や持続性のある阿波市発展のための取組など、今日まで数々の政策を実施されてまいりました。私は、このような市長の実力、実行力と行政手腕を高く評価するものであります。

そこで、代表質問の1点目の藤井市長の市政運営に携わってきた4年間の総括について、市長自ら答弁いただきたいと思えます。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） おはようございます。阿波みらい三浦議員の代表質問の1問目、市長の市政運営についてお答えをいたします。

ただいま三浦議員からは、私の市政運営に対しまして身に余るお褒めの言葉、また力強い励ましの言葉をいただき、誠にありがとうございます。

まず最初に、市政運営に携わってきた私の政治理念に関して申し上げますと、私は、平成29年4月16日に執行されました阿波市長選挙において、市民の皆様をはじめ多くの市議会議員の皆様、そして各方面の皆様方の力強いご支援を賜り、市長に当選させていただき、市政運営を担わせていただいてからはや3年7か月が経過しました。こうして阿波市政のかじ取り役を任せていただいていることに感謝申し上げますとともに、その責任の重さを日々ひしひしと感じながら、市民の皆様の幸せと阿波市の発展のため、各種事業に

取り組んでいるところでございますが、阿波市長として私がなすべきことは、多くの市民の皆様の声聞き、その声をできる限り市政に反映させることだと考えております。

さて、阿波市は、平成17年4月1日、いわゆる平成の大合併により誕生して今年で早くも16年目を迎えました。各種施策の推進によりまして市民の皆様への一体感の醸成につきましては、ある程度図られたものと考えております。今後も将来にわたって市民の皆様から合併してよかったと評価をいただくよう、私が市長就任時に掲げました公約である市民の皆様と歩む輝くまちづくりに、市民の皆様や議員各位のご理解とご協力をいただき、職員とともに取り組んでいきたいと考えております。

ここで、市長就任以来、取り組んできた主な事業について何例か申し上げますと、切れ目のない子育て支援を市内全域で実施するために、平成29年10月より医療費の無償化を18歳まで拡充するとともに、市内10小学校全てに幼保連携型認定こども園を整備するための事業計画案を策定しました。また、合併当初から阿波市の悲願でございましたスマートインターチェンジの設置など、人口減少問題を克服し、阿波市の発展を見据えた様々な事業を計画したところでございます。そして、令和元年度からは未来の礎実現の年と位置づけ、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりを施策の中心に据えまして、持続可能な阿波市づくりに現在取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の安全・安心のまちづくりでは、地球温暖化が原因とされる集中豪雨等による内水被害を防止するため、県下の市町村に先駆け高性能排水ポンプ車の導入や、今後30年以内に高い確率で発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えた避難所の整備など、様々な施策を展開してまいりました。また、老朽化した教育施設の充実強化を図るため、吉野中学校、一条小学校の大規模改修工事や市場武道館、土成図書館・公民館や大俣公民館の改築工事にも取りかかっているところでございます。

2点目の活力あふれるまちづくりでは、新鮮な農産物の流通や企業誘致の推進、観光アクセスの向上、災害時の迅速な救援活動などにつながる（仮称）阿波スマートインターチェンジや県道鳴門池田線と船戸切幡上板線を結ぶ市道矢松田中線の整備事業にも着手いたしました。

また、企業誘致では、阿波町の県営西長峰工業団地内に株式会社サンヨー様が、また土成町下り松地区に西精工株式会社様が、それぞれ徳島市から生産拠点を本市へ全面移転していただくほか、土成町美納地地区に次世代型園芸施設株式会社トマトパーク徳島様に進

出していただくとともに、旧阿波市役所本庁舎を阿波地域交流センターと命名し、阿波運転免許センター、阿波子育て支援センターを本年4月に設置するとともに、2階には中国・四国農政局、吉野川北岸二期農業水利事務所の誘致が実現いたしました。加えて、セーフティーネットの構築や若者の定住促進や住環境の整備を図るため、吉野町大野神団地新築事業にも実施をしたところでございます。

また、徳島自動車道沿線17市町村で構成する徳島自動車道4車線化促進期成同盟会会長として、徳島県と協調して脇町インターチェンジから土成インターチェンジまでの間、約19キロメートル区間の4車線化の事業化の実現に取り組んできたところでございます。加えて、供用開始後、約30年が経過し、老朽化対策、用水対策、耐震化対策が喫緊の課題となっておりました国営吉野川北岸二期土地改良事業の事業採択に向け、本市を含む7市町で組織する期成同盟会会長として、徳島県と協調して国に対して政策提言を行った結果、昨年度に農林水産省より総事業費340億円での事業採択をいただいたところでございます。

3点目の子育て応援のまちづくりでは、18歳までの医療費助成の拡充、市内6小学校校区への幼保連携型認定こども園の整備、保育料の第2子以降の無償化、小・中学校入学祝い金制度の創設、阿波町、土成町での病児・病後児保育事業の実施のほか、市内各地域において放課後児童クラブ施設の充実強化など、子育て世代の負担軽減のため多くの施策を展開してまいりました。

ただいま申し上げましたとおり、これまでの3年7か月間、市政運営に傾注してまいりましたが、多くの事業を実施する中、残された課題や完成が将来にわたっている事業も多々あるのが実情でございます。改めて申し上げますと、市長就任以来、新たな決断をして成果が上がった事業も多々ございますが、新ごみ処理施設建設事業や阿波スマートインターチェンジ整備事業等、もう少し歳月を要する事業もございます。現在推進している事業を後退させることなく、しっかりと進めていかなければならないと強く考えているところでございます。

以上、長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。市長の市政に対する理念、懸案事項など、よく分かりました。藤井市長におかれましては、1期目の任期も残すところあと僅かとなりました。多くの市民が藤井市長に、来年行われる阿波市市長選挙に立候補してい

ただき、再度阿波市のかじ取り役をお任せしたいと願っており、我々もおしみのない協力を  
をお約束いたします。

そこで、代表質問の再問、再選に向けた思いについて市長のお考えをお聞きしたいと思  
いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 阿波みらい三浦議員の代表質問の再問、再選についての思いにつ  
いてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、私が市長就任以来約3年7か月間にわたり、愛する阿波市発  
展のため取り組んできた政策が市民の皆様や市議会議員各位にご理解、そしてこれからも  
信任とご支援をいただけるのであれば、引き続き阿波市政のかじ取り役を、初任を忘れず  
全身全霊で努めてまいり決意でございます。そして、阿波市らしさを十分生かした施策を  
展開し、阿波市に生まれてよかった、訪れてみたい、住んでみたい、ずっと住み続けたい  
と思っただけの魅力と活力にあふれる阿波市を築いてまいりたいと考えております。  
市議会議員各位をはじめ、市民の皆様の格別のご理解、ご協力を賜りますよう心から願  
いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松村幸治君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。市長の力強い決意をお聞きし、安心  
いたしました。今後もお体に十分に気をつけられるとともに、持ち前の豊富な経験と卓越  
した手腕をもって、今後も阿波市の活性化と発展、市民の福祉向上のためご尽力いた  
だけますようお願い申し上げます、これでこの質問を終わりたいと思います。

次に、九頭宇谷川の河川整備状況について質問いたします。

近年、全国各地で地球温暖化が原因と思われる台風の大型化や集中豪雨により降雨が増  
大し、令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年7月九州北部豪雨  
などによる大規模な河川氾濫や土砂災害が多く発生し、多くの人命が奪われたことは、記  
憶に新しいところであります。今回質問いたします九頭宇谷川は、土成町浦池を源流とし  
まして、吉野川に流れ込む全長約5キロメートルある県河川の一つであります。この河川  
に架かる東池田橋から吉野川合流につきましてはコンクリートの3面張りにより整備され  
ておりますが、東池田橋から下流の県道土成徳島線までの区間は一部整備がされておら  
ず、河川の底盤はコンクリートで施工されておりますが、護岸は石積みなどの状況で、整  
備後長年経過し劣化が進んでいるとともに雑木などが生い茂り、大雨のときには流れを阻



害している状況になっております。さらに、この区間は、河底が周辺の土地より高い天井河川であり、堤防の最上面の天端幅員も狭く、万が一護岸が崩壊した場合、付近の住宅や農地に甚大な被害を及ぼす可能性があり、台風の際は付近の住民は安心して眠れない状況があります。

また、近年の想定外の自然災害を考慮しますと、吉野川との合流地点の河口に生え茂っています竹やぶなどが流れを阻害するおそれがあるため、伐採などによる河川整備を早期に対応する必要があると思います。地域住民の生命、財産を守り、安全で安心できる地域の構築のため、早期に対応する必要があると思われませんが、現在の整備状況についてお聞きいたしたいと思います。答弁、よろしく願いをいたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 阿波みらい三浦議員の代表質問2問目、県河川の整備について、九頭宇谷川の河川整備状況についてのご質問に答弁させていただきます。

議員申されましたとおり、近年、令和元年東日本台風をはじめ、雨雲が帯状に連なる線状降水帯による令和2年7月豪雨や平成29年7月九州北部豪雨等、日本各地で甚大な水害が頻発しており、今後も気候変動に伴う降雨量の増大による水害の激甚、頻発化が予測されております。このことから、徳島県及び本市においても水災害リスクを想定した吉野川流域における治水対策の重要性を認識しているところでございます。

ご質問の九頭宇谷川は、土成町浦池字北山に源を発し、北から南に流れ、吉野川に注ぐ延長約5.2キロメートルの県が管理する一級河川になります。本河川の整備につきましては、河底が堤内地盤より高い天井河川であるため、氾濫による甚大な被害が想定されることから、県は昭和62年から平成10年にかけて河川局部改良事業により、吉野川から上流部へ市道池田御幸ノ北線の東池田橋までの約600メートルの整備を実施し、流路部はコンクリート3面張りにより整備され、堤防の最上面の天端部は平時の河川巡視や洪水時の水防活動が可能となる管理道を有しております。

議員ご指摘の東池田橋から上流の県道土成徳島線までの区間約350メートルにつきましては、地元からの強い整備要望もあり、平成26年度の知事・市町村長地域懇話会において、九頭宇谷川の河川整備要望を知事に直接お願いし、平成27年度から県単独河川特殊改良事業により整備を進めていただいております。

現在の整備状況について県に確認したところ、計画的に護岸の補強工事を進めており、左右両岸の計画総延長約700メートルのうち、現在、約半分の340メートルが整備を

終えまして、本年度は右岸側、吉野川高校柑橘実習園南側付近約30メートルを施工しているとお聞きしております。併せて九頭宇谷川の安全な河川断面を確保するため、昨年度、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用しまして、即効性の高い樹木伐採を実施していただいております。

なお、吉野川との合流部地点にある木竹等などにつきましては、河川管理者である国及び県に現状確認や必要な対策をお願いしております。

本市といたしましても、九頭宇谷川をはじめとする河川整備は、市民の皆様の安全・安心を確保するために不可欠なものと認識しております。今後も、河川管理者に対しまして計画的な流路部の整備が図られるよう、積極的に要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。九頭宇谷川の河川整備につきまして、災害に強いまちづくり、安全・安心で暮らせるまちづくりを計画的に推進するため、県当局へ継続的な要望の働きかけをお願いいたします。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松村幸治君） これで阿波みらい三浦三一君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、志政クラブ原田定信君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ原田定信君。

○19番（原田定信君） おはようございます。19番、志政クラブ原田定信でございます。会派を代表して質問させていただきます。どうかよろしくご答弁のほど、お願いを申し上げます。

光陰矢のごとしとか申しますけれども、12枚のカレンダーもいよいよ最後の1枚になりました。2020年を振り返ってみますと、本当はまさにバラ色の年でなかったのかなと思うんですけれども、今年の初めに流行いたしました新型コロナウイルスの蔓延によりましてたくさんの方、多くの国々の方また本市も含めてですけれども、それぞれの方

が被害を被りました。国家的な祭典でもございましたオリンピックも1年延期になりましたし、それを取り巻くあらゆる観光面、また全ての面に対して、それぞれの被害を被らなかった人がおらないぐらいの大きな、まさに国難に今遭遇しております。ここ1日、2日のニュースを見ましても新しいワクチンやら新薬が開発されたようなことも報道されておりますけれども、一日も早いそれらの補給ができて、この国難が解決されることを心から念ずるところでございます。

それでは、これから質問に移りたいと思います。

まず、最初でございます。今年の流行語大賞に3密ということばが選ばれました。それぞれの人が密にならないというようなことで、いろんなことが取り沙汰されております。この時代からは理事者の方はもちろんですけども、我々の議席のところにもこのようにアクリル板が設置されました。飛沫防止のためなんですかね、このようなものが設置されて、それらの防止のためにあらゆる措置が講じられておるのが現実でございます。そしてまた、いろんな言葉が出ました。働き方改革の中でもオンラインだとか、テレワーク、いろんなふだん耳にしなかったような言葉が取り沙汰されて、その都度言い回しされてきたのも現実でございます。そうした中で、質問に移ります。

河野行革担当大臣の、これは私はまさに、こういった鶴の一声というんですかね、印鑑の廃止ということが言われました。それ以来、国において各省庁がこれらの廃止に向けて、その印鑑の使用というのをなくそうというふうな形で進んでおります。まさに、これはオンラインとかテレワークで仕事する中で、その判こを押すために出向いて行って、そこで押印しなければならないという、そういった作業を省略するための方法から生まれた結果だと思うんですけども、いろんな国の在り方、見ておったときに膨大なぐらいの判こが押されて、次々次々やっていく。そういうような形のものが今出来上がりつつあって、本市においても、これは私は影響されてくるだろうな。当然そのような方向で阿波市においても、理事者の間は進むんだらうなというふうな感じを抱いております。それらのことに関して、本市においては行政の手続の上や運用の上で、どのようにこれらが阿波市においては反映するのか。また、どのような通達が今なされておるのか。その部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 志政クラブ原田議員の代表質問、印鑑の使用について、河野大臣の一声で行政機関の印鑑使用が省かれようとしているが、本市においてどのよう

に取り組むのかのご質問に答弁させていただきます。

令和2年7月17日、経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～とする骨太方針2020が経済財政諮問会議での答申を経て閣議決定されました。その中で、ポストコロナ時代の新しい未来として新たな日常の実現が示され、我が国の制度、慣行を見直し、全ての行政手続を対象に、原則として、書面、押印、対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すとされています。

また、法令等所管府省に対しては、国の法令等に基づき地方公共団体が実施する手続について、国の対応方針によりガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うよう求めるとし、総務省に対しては、地方公共団体が独自に実施する手続について国の対応方針を示し、国に準じた対応が実施されることが望ましい旨について、地方公共団体に対し技術的な助言を行うことを求めるとされました。

原田議員ご質問の本市の取組についてでございますが、行政機関の印鑑使用につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新しい生活様式への移行が求められている状況の中、本市におきましても時代の要請に即した対応が必要であると考えております。このため、市の条例、規則、要綱等により行政手続を定めているものや、国や県の法令等に定めのある行政手続で、市独自で見直しが可能なものを対象に押印等の必要性を検証し、各種申請書等における書面、押印、対面について見直しを進めてまいります。

今後につきましては、国、県の対応に準じ、市民の皆様の利便性の向上や行政手続の簡素化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、ご答弁いただいたんですけれども、休み明けなんか庁内歩いてみたときに、それぞれの課長、部長の前には決裁におけるところのデータ、山のようになっています。これ全部何するかと言うたら、これ全部判こ押すわけです。一ちょ一ちょ確認しましたという意味の判こなんです。そういった面では、私、印鑑ちゅうのは非常に便利なのか、そういうものだったと思うんです。

今、部長にご答弁いただきましたけれども、どの程度までのことが想像されるのか、判この不必要になる。例えば起案する段階でいろんなする段階の中で、その都度の判こちゅうのは必要ないかも分からんですけれども、やはり誰が作成したのか、誰が承認取ったのかというような判こというのは、これは、私は必要不可欠でないかなというふうに思う

んです。そこらの部分については、今、部長からご答弁いただきましたけれども、まだ恐らく自治省あたりからも通達が来てないんかどうかわかりませんが、間違いなしに判こは不要になっていきよる段階を踏まえたときに、部長独自の考え方はどのようなことが想定されるというふうにお考えなのか。

多分、今、私申し上げた一番代表する決裁において、休み明けに課長、部長の前に山のように積まれております、あのデータにみんな目を通して判を押さなきゃならんわけでしょう。ああいうものまで省略されてくるのか、どんなものなのか。そのことについて、部長どのように、その部分を考えられるか。その点、お聞かせください。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 原田議員の代表質問の再問ですが、今、押印決裁のご質問をいただきましたが、当然、今後押印決裁についても省略されていく方向に進むんでないかとは、今現在考えております。当然、この押印をなくせば行政のデジタル化が推進しまして、働き方改革も推進しますし、行政のスリム化も進むだろうと考えております。

また、オンライン化が進むことによって、市民サービスの向上にもつながってまいらうと思います。今現在でも、各種市民に対する申請についても、書面または記名、押印というように押印が省かれている申請書もございますし、行政のほうについても今決裁で押印をしておりますが、これについても順次検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、部長にご答弁いただきました。方向としては、あえて押印が減っているというふうな形については、ほぼ理解ができました。これからのことに係っておるというふうには思うんですけれども、やはり必要なものは必要で、残すべきものは残すべきでないかと思うんですけれども、その点をいろいろ加味した中で考えていただきたいというふうに思います。

あくまでもこれ行政の作業上の上でのものが一番取り沙汰されとると思うんですけれども、今議会にも議案第105号の中には、これはやっぱり利便性を上げるためにそれぞれのマイナンバーといいますか、カードとか等々を通じてコンビニあたりでも印鑑証明が取れるというふうなところまで利便性は上がっております。私たちの生活の中で印鑑がない生活なんちゅうのは、これはまずありませんし、そこらのことも踏まえながら、後々に問題を残さないような一つの運用のやり方でやっていただきたいなというふうに思いま

す。1問目の質問、終わります。

次に、2点目の質問に移りたいと思います。学校教育についてでございます。

10月23日の徳島新聞のまさにトップのところで「県内いじめが最多、2,768件」というふうな形が出されました。今の子どもたち非常に少子化されてきた中で、学校運営の中で特にいじめっていうのは、これは1番には、私思いましたのは、大津市の中学校の3年生ですか、自殺を契機にしてここのいじめとかという、人権とかということに対して、教育委員会を含めて教育現場等々がこの部分について相当鋭く切り込んでいくというふうな一つの法律ができたわけでございます。

ただ、本市においてはこのような事案に対して、教育委員会はどのようにこれらを把握されているのか。その点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 志政クラブ原田議員の代表質問の2問目、学校教育についての1問目、いじめの発生が過去最高と報告されているが、本市の実情はのご質問に答弁させていただきます。

文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、令和元年度における全国の小・中学校で認知されたいじめの件数は59万1,069件で、過去最多となっております。令和元年度の阿波市小・中学校におけるいじめの認知件数は81件となっており、最近の中でも多い件数となっております。この81件のうち、調査時点の報告では77件が年度内に解消している、日常的に観察を継続していると報告を受けており、その他のいじめについては、解消に向けて取り組み中であると報告を受けております。

また、児童・生徒1,000人当たりの認知件数といたしましては、全国調査は小・中・高、特別支援学校全てを含んだ数字で、単純には比較はできませんが、全国は44件、阿波市の小・中学校は37件となっております。このいじめの件数につきましては、平成18年度の国の調査から、発生件数から認知件数に変更されております。これは単にいじめの件数が多いのは問題、数字が少なければよい等と考えるのではなく、数字の多寡よりも解消率が高いことが重要であるという考えの基で、いじめを見逃したり、見過ごしたりすることではなく、まず積極的に把握することが大事であることから認知件数となっております。

いじめは、早期に発見し、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知し

ていくことが重要であると考えており、各学校においては、いじめの早期発見のため定期的なアンケート調査を行ったり、個人面談や教育相談を実施したりするなど、いじめの実態調査に取り組んでおります。

また、日頃から子どもたちが示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童・生徒の情報交換を行うなど、児童・生徒の理解に努めております。今後ともいじめの早期発見、早期対応とともに、日々教育活動全体を通じて全ての児童・生徒にいじめは決して許されないことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える人間性の育成を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、教育長からは、いじめという言葉がたくさん出ました。そこらのことについてもう一つ踏み込んで聞きたいのは、本市においてそこらの事犯といたしますか、そこらを教育委員会としてはどのように報告がなされているのか。そのことについて、まず聞きたいんです、そのことで。

ただ、この23日の第1面に出た「いじめ最多2,768件」という中で、関連記事が21面にあるんですけれども、その21面の中に書かれておるのは「いじめが最多だと、今見えておるいじめそのものは氷山の一角である」というふうに記載されております。でも、先生方においてもここらの問題を掘り起こそう、いじめということを徹底的に追求していこう、見極めようっていう姿勢というものは、この新聞紙上にも書かれております、そういった姿勢は。だから、その部分が数字が増えたんじゃないのかなというふうなことも言われております。

ただ、ここへ来て、私このことを申し上げるのは、新型コロナがいじめにつながるのの危惧も強まっている。ここらのことが、例えばこれを引っかけたコロナ、コロナという、そういったような陰険ないじめにつながっていくような部分というのは特に、私は把握せなったら駄目でないかなあっていうふうな気持ちを特に持っております。これらのことについても、子どもたちというのは、特に小学生は非常に純粋ですよ、だから、それを裏返したら非常に残酷です。いじめられた当事者がまさにひっくり返りそんなことを結構口に出して言って、それは本心そこまで思っただけでなしに、そこらが出てきて、そこらのところで横でおる何人かが、そうだそうだ、どうじゃ、こうじゃということになっていって、いじめっちゃんのは、増幅していってしまう。それが大きな自殺だとかにつながって

いく。

それと、いじめっていうことの一番の掌握せないかんことちゅうのは、私、不登校と思うんです。本市において、先ほど申し上げた不登校というのは、どの程度見えておるのか、不登校。これは本人の学校に対する消極性もあるんでしょうけども、いじめによる不登校というのは、私は非常に大きなウエートを占めていると思うんです。だから、そのことについて不登校というのは、本市においては何件ぐらいが教育委員会として把握されているのか。そのことについて教育長にお答えいただきたいと思います。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） ただいまの再問の不登校の児童・生徒のことについてお答えさせていただきます。

実を言うと、手元の資料では、数はちょっと手持ちはしておりませんが、パーセントでは全国比較のものはお持ちしておりますので、それでお答えさせていただきます。

昨年度、令和元年度における全国の不登校児童・生徒の割合は、小・中学校で1.9%となっております。令和元年度における本市における割合は、小・中学校で2.1%、少し高い割合になっております。もちろん、学校における不登校については、本市における大きな教育課題の一つでもございます。

それと、いじめは不登校の原因ではないかというふうなご質問をいただきましたので、併せてお答えさせていただきます。

国の調査結果からは、不登校の児童・生徒の要因につきましては人間関係であったり、また学業不振、進路に関わるとか不安、入学、進級時での不適應また生活環境の急激な変化、さらにはいじめなど学校生活に起因するもの、また家庭生活に起因するものと様々あると思われま。そして、決してその要因は1つでなくて、複雑に絡み合っていることが多いと思います。何よりも早期に対応することや専門的な支援も含めて早めに対応する。それと、先ほど議員のお話にもございましたように、教員の児童・生徒理解にしっかりと努めること、いわゆる子どもたちの現状や心の動きを素早く察知して、その変化やサインを鋭く捉えるということなどが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 教育長のほうから答弁いただきました。ただ、私は、第一歩はまず不登校と思うんです。先ほど申し上げたように、本人の不安とか、消極性がもしか



たら不登校につながっていったるかも分かん。徳島新聞紙上の言い回しを聞きますと、その上に友人関係が出ておる。だから、学校現場としてはいち早く、私は不登校の段階でそんな芽を摘んでもらいたいし、まして本市は子育てするなら阿波市でということ標榜としておるわけですから、事このことに関しては、本当に先生方がそういった該当する子どものおうちなり、ご両親なりをいろいろと説得して、これは私は、学校のほうに不登校だけではない学校教育にしてもらいたいなというふうに私は特に思います。そのことについては、教育長のほうに今後の期待を大いにしたいと思うし、本市においては、まず不登校の生徒が、小学校、中学校からは出ないというふうなことを念頭に置いて、まず、そのいじめの第一歩である、そこらからやっていただきたいな。

不登校については、小学校が一番そこらの問題が大きいようですので、その部分について教育委員会、そしてまた教育の現場がその点についていろいろとご努力していただきたいなというふうなことを特に思います。

学校教育について2点目の質問でございます。

コロナ禍における各学校の修学旅行というのがいろいろ取り沙汰されております。小学校も中学校も含めて、私の記憶の中では一番思い出にあるのが修学旅行なんです。それらの修学旅行が6年生にしる中学生にしる、修学旅行そのものが見直されてきた。本来、奈良へ行く予定だった、広島へ行く予定だった、あっちこっち行く予定だったちゅうんが規模が縮小されても、保護者たちの尽力で修学旅行そのものは実施されておるようです。だから、そういったような中で、本市における修学旅行というものがどのようにやられたか。6年生にしる、3年生にしる、もうあと僅かですよ、学校で過ごすのは。それがどのように各学校でやられたのか。その分、教育委員会が把握しておるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 志政クラブ原田議員の代表質問の2問目、学校教育についての2点目、コロナ禍における各学校の修学旅行が見直されているが、本市の状況はのご質問に答弁させていただきます。

修学旅行の目的は、ふだんと異なる環境の中で友達と自然や文化に触れ、集団生活の在り方について望ましい体験を積むこととあります。子どもたちにとって修学旅行は一生の思い出となる貴重な体験、そして得難い財産となります。本年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため全国の小・中学校では修学旅行を中止したり、延期したりした学校

が多くあります。

本市におきましては、小学校については10校中7校が10月中旬から11月初旬にかけ、比較的感染が少なかった四国内や岡山方面に修学旅行を実施したところですが、残りの3校のうち1校につきましては、学校において保護者と相談の上で修学旅行を中止しておりますが、それに代わる日帰りの旅行を実施しております。また、1校については、1泊2日の修学旅行を宿泊は自宅で行った上で2日間の香川方面への修学旅行を実施しております。残りの1校につきましては、今月8日、9日と鳴門市、三好市方面への修学旅行を実施すると予定しております。

中学校につきましては、4校中3校が次年度に延期を決定しております。残りの1校につきましては、予定していた沖縄方面から旅行先を変更した上で来年3月の実施を計画しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向の中、学校と連絡を取り合い、感染状況を注視しているところです。

次年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が続く可能性が高いと考えられますが、十分な感染防止策を講じた上で、子どもたちが修学旅行という貴重な学習の場を経験できるよう、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 答弁をいただきました。やはり、修学旅行ということについて、保護者のご理解と協力が必要なんです。それぞれの小学校区、中学校区で再三該当する年代の保護者が寄られて、いろんな議論がされておるようです。それぞれの子どもたちが一番楽しみにしてた修学旅行なんですけれども、今、教育長が申されたように、形は縮小されたか知らんけれども、それぞれの子どもたちの大きな思い出になる、私は修学旅行になったんじゃないかな、なるんじゃないかなというふうなことを期待をしております。

これからも、前段申し上げました、本市においては特に、子育てするなら阿波市でというふうなことを標榜する、その中での幼児教育のことも含めて、こういった学校教育、それらにも大きな予算が、まさに藤井市長のご英断で投下されております。それらに見合った学校教育をこれからも、私は推進していただきたいなというふうなことをお願いいたしまして、この2問目の質問を終わりたいと思います。

3点目の防犯灯についてでございます。

防犯灯については、これ私前から聞いたかったんです、どなんなつとるんですかと。と

いうことは、例えばある人が行ったら間隔が何メートルだっていうこと、30メートルということを知りました、防犯灯から防犯灯までの距離が。また、ある人が行ったら50メートルというんです。一番最近聞いたんでは100メートルというんです、間隔が。そこらの運用の中でこれは実行するべきだ、やっていただくべきだというように、私は思います。それで、あえていろんな多様性が問われるのであるならば、私はこの議会において、もう間隔的なものは何メートルだというふうなものをしっかりと位置づけてもらいたい。そうすることによって、一番、防犯灯頼みます、やってくださいという動かないかんの、こっからこっちの人ばかりなんです。何かせなんだら、あの議員何ちゃ仕事せんみたいになる。ちょっとしたら、もういかにもこの人でなければみたいに言うてくれるんです。だから、そこらの絡みがありますので、一つのルール決めだけをしっかりとしてください。お答えください。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局长。

○危機管理局长（吉川和宏君） 志政クラブ原田議員の代表質問、防犯灯について。市道の防犯灯の設置については、間隔とかのルールはあるのかとのご質問に答弁させていただきます。

防犯灯は、夜間における市民の皆様の安全の確保と犯罪の防止また交通事故を防止するため、交通量の多い道路や交差点、交通事故多発地点などに設置しています。議員ご質問の防犯灯の設置基準は、平成27年6月に阿波市防犯灯設置基準を定めています。新設する場合は、既設の防犯灯より原則100メートル以上離れていて、周辺住民や地権者の同意が得られた場所としています。また、設置間隔基準を満たしていなくても、事故及び犯罪等のおそれがある場所については、現場の状況を調査し、緊急性などを考慮しながら予算の範囲内で防犯灯を設置しています。

現在、本市には約4,400基の防犯灯が設置されており、計画的に蛍光灯からLED灯への取替えを行い、58%に当たる約2,550基がLED灯となっております。省エネ、省コスト、省CO<sub>2</sub>性能に優れ、環境に優しいLED灯への交換により、ランニングコストの軽減に努めております。今後におきましても、必要箇所に応じて設置するとともに、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今の部長のほうからは100メートルという言葉が初めにいま

した、100メートル。同意が必要だということ、それは恐らく田んぼとか、畑のところについては多分これ同意がなければ、夏の虫が来るとか、同意は私は必要だと思います、これは、間違いなしに。だけど、100メートルということになれば、考えてもらいたい。それともう一つ言われた、事故とか犯罪のおそれがあるところは別だということ、それどういうところを指すのか。事故とか犯罪のおそれのあるところというのは、これは防犯灯だけじゃないでしょう、それはもう考えなければならないのは。ただ、そういうふうな含みを入れていくのであるならば、今、基本的に決めておる100メートルというのは飛んでしまいますよ、これ、基本的な考え方の中から。私は、100メートル自体は長過ぎると思うんです、その間隔というのは。

まして、今、私が思うのは、夜、健康志向の中散歩している方、特に女性の方が多いです、散歩している方見るんだけど。そこらの人のことら考えたりした場合に、朝もおりますよ、もちろん、そういった人らのことを考えれば、やっぱり街路灯というのは、安全・安心な施設と思うんだけど、これ100メートルということは、これは私は考え直してもらわなければならないかなあと思う。というのは、この次の当てはまる何かって、100メートルもないじゃないかと言われたら、次に事故、犯罪のおそれがあるというふうな形のところで持ってこられたら、事故、犯罪のおそれがあるというたら全部にあります、それは。だから、そんなものを隠れみのにするんじゃないし、するんならするで、私は50メートルという基準を、これを私は考え直してもらいたい。同意が必要だということは、これは大いに結構です。それは同意をいただくべきだと思うんです。この100メートルというのを、これは考えてもらわなったら、100メートルというたら、電柱何本行くんですか、2本ですかね、もっと行きますか、100メートルということになると。もうはるかかなたになってきます、100メートルになったら。その部分をしっかりといただいて、事故とか犯罪のおそれがあるというふうな部分を、私のはのけてもらわなければならないと思う、そこらはそこでさらにやったらいいですよ、そんなものは、行政の中で。

それで、ちょうど私の家のすぐ上が小学校なんです。学校の近くだからっていうんで防犯灯がよくつくんですかね。こら、もうまさに30メートル間隔でついてます、これは。だけど、学校のそばだとかというて30メートルのね、それもおかしいですよ。これもう事故とか犯罪のおそれがあるんかというたら。まして、学校の近くだからといって小学生や中学生が、今の時間でいうたら6時回ってでも、そこらまで学校におるちゅうこと自体が問題ですから、そこらからまず改善していかなければならないし、その部分で考えた

ら、これ局長どうです、この100メートルという基準を考え直す、もう一遍するという、これ局長に回したら酷なんよな、これまあ局長答えれんわな。

市長、いいですか、市長のお考えでどうですか。この100メートルというのを考えましょうよ、これ。事故、犯罪のおそれがあると、これももう抽象的で、あると言えはありますよ、どこでも。だからといって、そのあたりぼんぼん外灯がついたんでは、これ私はよろしくないと思う。だから、少なくとも入れるんなら100メートルというのをもう一遍検討してみたいというふうなことを市長に、ぜひお聞かせください。市長、どうぞ。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 原田議員からは、防犯灯の設置について100メートルを改めて50メートル程度にしたらどうだというふうな意見だろうと思います。やっぱり現在100メートルという距離を位置づけているのは直線距離、見通しのよい距離だと考えております。犯罪や事故のおそれのあるところ、具体的な例を申し上げますと、阿波町でいえば土柱の県道船戸切幡線、土柱の入り口です、あれからずうっとヘアピンカーブがあります。ああいうようなところは、100メートルと申しますとやっぱり日の暮れるのが早うございまして、高校生とか中学生のクラブ活動、授業を終わって帰ってくるのには、やっぱり危険がありますし、不審者が出たというふうな状況にもございます。そういったところは、やっぱり100メートルというんでなしに、状況に応じて設置をしていきたいと思っております。やっぱり直線距離であれば、私は100メートルの距離の間隔があれば十分に役立っているんじゃないかと、こういうとこでございまして。限られた財源でこれもやっていく事業でございまして、そこらあたりは100メートルを維持しながら、部長のほうから答弁しましたように、状況に応じて判断をしていくことがいいんじゃないかと、このように思っております。

以上です。

○議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 市長だから上手にお答えいただきまして。ちょっと思うのは、私前段申し上げたんですけれども、街路灯をしてくれという人は、こっちの人は言えへんの、こっちからこっちの人ばかりなんです、街路灯、街路灯というて。中には街路灯するまで粘り強くいく熱心な人もおりますよ、それはね。私もそうかも分からんものだけでもね。だけど、街路灯については、今申し上げたように、やっぱり一つの基準値の中で、市長申されたように、できるものはできる、できんものはできんと、局長、はっきり答え

たらしいですよ、それで。中途半端にうんうんうん言うから、やっぱり電話かかってくるんです。だけど、私らも、そこらについては、これ一般財源で賄うもんですから、当然維持費もかかってくるし、街路灯するだけが私は行政の仕事じゃ決してないと思いますので、そういった部分を進めたい。

議員によったら、私もそうなんだけど、この距離が短いから絶対に駄目だと言うて、その時点で拒否する議員もおるんですよ、それは。できないものはできないんです、できるものは、ぜひ私はしてもらいたいと思うし、あるんにこしたことはないんですけども。はい、そういうところでした。

以上、3点の質問が終わりました。どうぞ、皆さん、良いお年をお迎えください。

○議長（松村幸治君） これで志政クラブ原田定信君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき後藤修君の代表質問を許可いたします。

はばたき後藤修君。

○3番（後藤 修君） ただいまから3番後藤修、はばたきの代表質問を全集中でいたします。

早速、今回の質問に入りたいと思います。大枠で3つの質問をさせていただきます。1問目は公共交通の進捗について、2問目はマイナンバーカードについて、3問目は新ごみ処理施設を含むごみ問題について。

まず、公共交通についてです。

9月議会で要望させていただきました阿波市デマンド型乗合交通の愛称募集について、12月の広報1ページ目の掲載を見させていただきました。また、公共交通のCM放送の要望についても、ACNで10月から土曜、日曜の1日5回の週間ニュースの前に、ドラマで分かる阿波市デマンド型乗合交通として放送も見ております。スピード感のある対応に、本格運行に向ける意欲が感じられます。また、その成果として、1日の平均の利用者数が11月は目標の40人を超えたとも聞いております。しかし、市民の皆様にとってさらに利便性の高い公共交通を目指すためにも、今まで質問させていただきました要望につ

いての進捗状況について伺いたいと思います。

この要望については、令和2年度第2回阿波市地域公共交通活性化協議会でも協議事項として私が挙げさせていただきました。1点目は、学生割引について、1便目の7時台は通学優先となっており、阿波西高校が1名、阿波高校も1名の生徒が利用していると伺っています。阿波西高校へ通学の生徒は、平日ほぼ毎朝利用していると聞いています。料金500円掛ける20日とすると1万円は家計にとって大きな負担ではないでしょうか。さらに、阿波高校の生徒については、往復で利用とも聞いています。そうすると倍の2万円です。子育てするなら阿波市、学生割引の進捗状況についてお聞かせください。

2点目として、8時台の運行についてです。

ここで令和元年の降車場所のベスト3を言いますと、1番が吉野川医療センター、2番が阿波病院、3番が鴨島駅です。1番、2番は病院で、3番についても鴨島経由の徳大、中央病院、日赤への受診が多いと聞いています。1番の吉野川医療センター、2番の阿波病院とも受付は8時30分からです。3番の鴨島駅経由の徳大、中央病院、日赤についても同様の受付開始と聞いております。そうすると8時台での利用要望が多いことも理解いただけたと思います。7時台は、先ほど述べたように阿波西、阿波校2名の利用であり、4台の車両のうち2台は動いていない状況です。その状況を勘案して、8時台として新たにそのベスト3の3か所限定での運行を要望させていただきましたが、その進捗状況もお伺いいたします。

次に、3点目として、障害者、要介護、要支援者の同伴者運賃の割引についてです。

映画館やJRなど、ほとんどの施設や公共交通機関では、質問の同伴者は半額となっています。その点についても、協議会では協議事項として挙げさせていただきました。その進捗状況はどのようになっていますか。

以上、3点を一括で答弁願います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） はばたき後藤議員の代表質問、公共交通の進捗について。1点目、学生の割引についてから3点目の障害者、要介護、要支援者の同伴者運賃割引についてまで、順次お答えいたします。

まず、1点目、学生の割引についてのご質問にお答えいたします。

阿波市デマンド型乗合交通では、1回の乗車ごとに500円の利用料金をいただいております。70歳以上の高齢者、小学生以下、免許返納者や障害者手帳をお持ちの方について

は、1回当たり300円をいただいております。現在、中学生、高校生の学生は500円をいただいているところです。通学利用については、300円とする案もありますが、子育てするなら阿波市の一環として、高校生以下300円とすることも含めて検討したいと考えています。

次に、2点目の8時台の運行についてお答えいたします。

現在、午前7時台の通学優先を除いて9時台から18時台までの1時間ごと10便を運行しています。このため、昨年4月からの実証実験開始以降、病院利用などで7時台の利用や8時台の運行のご希望をいただいているところです。このことから7時台の利用状況を精査し、降車場所を限定した運行ができないか検討したいと考えています。

次に、3点目の障害者、要介護、要支援者の同伴者運賃割引について、ご質問にお答えいたします。

1点目でもお答えしましたように、障害者手帳をお持ちの方については、1回の乗車ごとに300円の利用料金としていますが、この同伴者については500円の利用料金をいただいております。路線バスなどでは障害者の介護者も同様に割引料金が適用されている事例もありますので、同伴者にも障害者手帳をお持ちの方と同じく300円とするか検討しているところです。

阿波市デマンド型乗合交通は、利用人数も増えてきており、移動手段の一つとして定着しつつあります。阿波市デマンド型乗合交通を運営する阿波市地域公共交通活性化協議会では、令和3年4月から本格運行移行に向け、来年1月開催予定の活性化協議会にて、この質問の3点などの課題を議論して方向性を決定し、効率的かつ利便性の高い公共交通を提供していきたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の答弁では、通学の利用料金500円を300円とする案と高校生以下を300円にする案の2点を検討していくということで、非常に前向きであると感じました。後者の案では、通学は無論、中学生の職場体験やボランティア活動にも手軽に利用していただけると感じました。また、免許のないおじいちゃん、おばあちゃんとの買物も行きやすくなるのではないのでしょうか。

2点目の答弁では、7時台を精査した上での検討とありましたが、まずは実行してみるということも必要ではないのでしょうか。7時台の利用が増えれば、8時台の利用は難しい



かもしれません。しかし、利用できる車両を最大限使うことで、少しでも市民の皆様の利便性が向上するのであれば実施する価値は十分あるのではないのでしょうか。

3点目の答弁では、身体障害者の同伴者も300円とする案、これについても前向きな検討がなされていると感じました。一人での乗車がままならない障害者の方が同伴者がいれば今以上に通院やお買物、外食に出やすくなるものと思います。

合併特例債がなくなり、厳しい財政状況になってくるとは思いますが、デマンド型乗合交通は車を持たない運転免許がない方々の生活を営む上で必要不可欠な移動手段となっています。今後も引き続き交通弱者の皆さんの立場に立って、前向きな検討を希望します。

この項の質問は、これで終わりたいと思います。

次に、マイナンバーカードについての質問に移りたいと思います。

前回の一般質問でもマイナポイントについて質問させていただきましたが、まずマイナンバーカードの交付を受けないと国のマイナポイントの5,000ポイント、徳島県のプレミアムポイント3,000ポイントをもらう準備ができません。また、国のマイナポイントは4,000万人限定です。そこで、全国及び阿波市でのマイナンバーカードの交付状況が気になるところです。

質問の1点目、マイナンバーカードの交付状況、全国、阿波市について。

質問の2点目は、阿波市として新しい試みであるマイナンバーカードを利用した住民票及び印鑑証明のコンビニ交付がどのような利便性向上につながるのかを説明していただきたいと思います。

住民票のコンビニ交付について質問の3点目は、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が既に開始されていますが、利便性向上や登録方法なども説明していただければと思います。

3点目、マイナンバーカードの健康保険証利用登録について。

以上、3点を一括で答弁願います。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） はばたき後藤議員の代表質問2問目、マイナンバーカードについて3点ご質問をいただいておりますので順次答弁をさせていただきます。

ご質問1点目のマイナンバーカードの交付状況についてでございますが、令和2年11月1日現在、全国では交付枚数が2,777万3,689枚で、人口に対する交付率は21.8%となっております。本市における交付枚数は7,124枚で、交付率は19.

2%となっております。参考までに11月末現在を申し上げますと、暫定ではありますが22%となっております。

交付状況は、今年に入りマイナポイント事業開始や令和3年3月からの健康保険証としての活用予定など、マイナンバーカードに対する市民の関心は高まり、本市の交付率は1年間で9.8ポイントの上昇となっており、この状況は現在も続いておるところです。

ご質問2点目の住民票のコンビニ交付につきましては、今年度総務省が実施するクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービス実証事業に本市が採択されましたので、現在、システム改修などの準備を進めております。

コンビニ交付の開始は、令和3年3月中旬ころからの予定とし住民票の写しと印鑑登録証明書を予定しております。コンビニでの申請交付にはマイナンバーカードを持参していただき、マルチコピー機をご自身がタッチ操作をしていただく。このことにより住民票の写し等が交付されます。

コンビニ交付のメリットは、利用時間は、年末年始を除いて毎日午前6時30分から午後11時まで利用ができること、ご自宅や勤務先などお近くの店舗はもとより全国のコンビニで利用ができること、書面に記入することなく操作が簡単なことなどから、市民の利便性の向上が見込まれます。今後コンビニでのマイナンバーカードを活用した住民票と印鑑証明書の申請交付について、広報阿波やホームページ、ケーブルテレビにて市民の皆様に分かりやすい周知を行い、より一層利便性の向上に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、マイナンバーカードの健康保険証利用登録についてお答えをいたします。

令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。マイナンバーカードを健康保険証として利用できるメリットといたしましては、就職や転職、引っ越しをしても手続をすれば健康保険証としてずっと使えます。医療保険の資格確認がスピーディーに行えます。窓口での限度額以上の一時支払いが不要となります。そして、マイナポータルにより薬剤情報、特定健診結果、医療費情報を閲覧できるようになり、より適切な医療を受けることができるなどが挙げられます。

マイナンバーカードを健康保険者証として利用するためには、事前にマイナポータルというサイトにおいて保険証利用登録が必要となります。今後、国においては令和4年度末までにおおむね全ての医療機関にて利用できるよう準備を進めている状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） （パネルを示す）1点目の答弁、マイナンバーカードの交付状況、全国、阿波市については、私も総務省のホームページを参考に表グラフを作ってみました。パネルの使用を議長の許可を得ていますので、併せてご覧いただければと思います。月の数字は、実際の前月末での集計の数字となっております。矢田部長の答弁にありましたように、11月1日現在、全国平均が21.8%、それに比べると阿波市の19.2%は少し低い値となっておりますが、1年間で9.8ポイントとグラフから見て分かるように、8月以降の伸び率は全国平均をかなり上回り、先ほども速報でありましたように22%というのは、数値的にもかなり頑張っていたいただいていると思います。しかし、まだ8割の阿波市民の皆様が交付されていない状況でもあります。国のマイナポイント付与は令和3年3月31日が期限ですが、それまでに4,000万人分の登録はなさそうですが、徳島県のプレミアムポイント3,000ポイントの期限は、令和3年2月28日日曜日となっております。付与に当たっては申請から交付に1か月から1か月半かかる状況を考えると、遅くとも1月中のマイナンバーカード申請の手続が必須になってくると思われま。一人でも多くの市民の皆様がマイナンバーカードの交付を受けて、マイナポイントの付与の手続をしていただき、阿波市内のお店の消費拡大に寄与していただければと思います。担当部署は、年末年始さらに多忙になることが予想されますが、感染症予防に留意して尽力いただければと思います。

2点目の答弁では、マイナンバーカードを利用した住民票のコンビニ交付について総務省が実施するコンビニ交付サービス実証事業に採択されたことにより、市の財政負担の軽減が図られることが分かりました。これは2段目になりますが、コンビニ交付サービスのイメージを総務省のホームページから印刷したものです。矢田部長の答弁にもありましたように、年末年始以外の土日祝の早朝、午前6時30分から午後11時、23時まで利用でき、全国のコンビニ、ここに書かれているのは約5万4,000か所で交付が受けられるなど、仕事が忙しい人や遠隔地の方にも利便性が向上するものと感じました。

加えて、イメージ図からも分かるように、証明書交付事務コストの軽減も図られるとのこと。答弁以外で関係者に聞いた話では、ほかにも窓口業務の負担軽減や新型コロナウイルスの感染症の拡大防止などのその他のメリットも大きいと説明していただきました。実感しています。

3点目の答弁では、マイナポータルにおいて保険証利用登録ができること、具体的にはスマートフォンやパソコンから申込みができることが分かりました。利用については、医療機関、薬局が対応していない場合は、従来の健康保険証を利用しなければならないことも分かりました。

ここで、昨日、広報かみいたを読んでいると、今回質問した関連の記事を見ました。要点だけ少し紹介したいと思います。2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用には事前に登録が必要です。マイナンバー12桁の数字は使いません、注釈としてマイナンバーカードは使用します。どんないいところがあるのか、6つのメリット、ちょっと先ほど矢田部長からの説明と重複するところがあるかも知れないですが、そのまま読みたいと思います。1番、健康保険証としてずっと使える。2番、医療保険の資格確認がスピーディー。3番、窓口への書類持参が不要に。4番、健康管理や医療の質が向上。5番、医療保険の事務コストの削減。6番、マイナンバーカードで医療費控除も便利。簡単で分かりやすいものでした。住民票のコンビニ交付に付け加えて、広報阿波、ホームページ、ケーブルテレビで周知していただければと思います。

この項の質問は、これで終わりたいと思います。

続いて、新ごみ施設を含むごみ問題についてに移りたいと思います。

ごみ施設については、人間が生活していく上で必要不可欠な施設であります。その反面、多くの方が迷惑施設としての印象が大きく、近くにその施設を設けてほしくないと思っている方がほとんどで、事は単純な問題ではなく、極めてデリケートな問題であると理解しております。しかし、今回採用の燃料化方式については、他の施設と違い一番大きい問題点であるダイオキシンの発生がない点やCO<sub>2</sub>の発生も非常に少ない等の周辺への環境への影響がほとんどないクリーンな施設であり、現状考えられる最善の施設の一つであると考えます。

ここで、11月19日の徳島新聞にこんな記事がありました。概要は、徳島市と周辺5市町が進める広域ごみ処理施設計画について、徳島市民で作る団体から要望として、ごみを固形燃料の原料にするトンネルコンポスト方式や発生メタンガスを発電に利用するバイオガス化施設などを調査し、取り入れるように求めたとあります。私は、燃料化方式イコールトンネルコンポスト方式であり、先ほど言ったように現状考えられる最善の施設の一つであると考えます。

私が小学生の頃は、三十数年後には化石燃料がなくなり、代替エネルギーが必要だと言われていました。しかし、技術の進歩によりそんな問題意識も今は薄れ、もっと先の問題となっているのではないのでしょうか。ただ単にごみを燃やす、そんな処理施設から今こそ脱却する必要があるのではないのでしょうか。子育てするなら阿波市、その子どもたちが自慢できるような施設を造る、迷惑施設から誇れる施設、期待しているところであります。それでも、建築候補地周辺に対して安心・安全な周辺対策は必要であると考えます。11月の広報阿波では、新ごみ処理施設の建設地になった周辺地区では、周辺対策事業を実施しますと書かれています。

そこで、まず質問の1点目として、新ごみ処理施設の周辺対策事業と予算ほどの程度見込んでいるのか。

2点目の質問は、その燃料化方式の先進地事例をACNで放送できないか。この件に関しても、広報阿波に候補地検討に当たり、先進地事例への見学希望される場合や説明会などの希望がありましたらお気軽にご相談、お問合せくださいとありますが、百聞は一見にしかず、文字放送を見ながら聞くことも大事ですが、実際に見学することは大きな意義があると思います。しかし、高齢者や疾患をお持ちの方の見学は、新型コロナの今、考えると難しい面もあるのではないのでしょうか。その代わりに先進地事例の動画をACNや阿波市のホームページにアップし、建設候補地以外の市民の皆様にも広く見て、理解していただくことも必要ではないのでしょうか。

次に3点目、循環型社会に向けて4Rの推進状況についてお聞きしたいと思います。

令和元年第4回定例会一般質問、藤本議員の質問では循環型社会の実現について2025年の新ごみ処理施設を含め、今後阿波市では循環型社会をどのように実現していくのかの答弁では、限りある資源を有効に使い、できるだけごみの排出を減らし、環境を守る。そのため4Rの取組を推進する必要があるとありました。これらの取組についての進捗状況をお聞かせ願います。

以上、3点を一括で答弁願います。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） はばたき後藤議員の代表質問、新ごみ処理施設を含むごみ問題について複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の新ごみ処理施設の周辺対策事業の範囲と予算ほどの程度見込んでいるのかについてでございますが、新ごみ処理施設建設候補地につきましては、本市を含む板野町、上

板町の3市町による新ごみ処理施設整備検討会において、学識経験者の方にも委員としてご参加をいただき、慎重に協議を重ね、最有力候補地の報告をいただきました。しかしながら、様々なご意見をいただく中で、現施設である中央広域環境センター建設時の協定書の内容を遵守すべきと判断いたしまして、吉野町、土成町を建設候補地から除外することとなり、最有力候補地での建設は行わないこととなっております。このようなことから、阿波市阿波町、阿波市市場町、板野町、上板町において、令和2年11月2日より改めて新ごみ処理施設建設候補地の公募を開始したところです。

議員ご質問の新ごみ処理施設周辺対策事業の範囲につきましては、建設候補地が最終確定をした後に、地理的条件も考慮しながら判断をまいります。

また、新ごみ処理施設周辺対策事業の予算につきましても、候補地が決定いたしましたら構成市町と協議をし、事業規模を勘案した周辺対策事業費の中で、建設候補地周辺の自治会の皆様のご意見もお聞きしながら、できる限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

2点目の燃料化方式の先進地事例をACNで放送できないかについてでございますが、現在ACN、阿波市ケーブルネットワークにおいて、新ごみ処理施設での燃料化方式について市民の皆様にご理解とご協力をいただけるよう、文字放送による周知を行っております。令和3年度におきましては、燃料化方式について市民の皆様全員により分かりやすく理解いただくためのプロモーションビデオ、放送時間で約3分程度を製作する予定としております。その中で、ご提案の内容についても工夫をさせていただきたいと考えております。環境保全性、安全性、経済性に優れた新ごみ処理施設の燃料化方式について市民の皆様には十分認識していただけるよう努力をまいります。

3点目の循環型社会に向けての4Rの推進状況についてでございますが、徳島県では令和2年9月1日からチェーン展開する食品スーパーの実に8割を超える店舗にてレジ袋の無料配布が中止され、プラスチックごみ問題の削減に向けた取組が加速をしております。レジ袋無料配布の中止は、循環型社会の実現に向けて環境意識を醸成する絶好の機会となっております。本市での取組といたしましては、各家庭へのマイバッグ持参の周知、エシカル消費、家庭での生ごみを減量するためのコンポストの配布などを実施いたしております。

コンポストにつきましては、昨年度は200基を市民の皆様へ配布し、本年度におきましても12月に250基の配布を予定しております。また、可燃ごみとして捨てられてお

りますティッシュの箱やトイレットペーパーの芯、カレンダーなどの、いわゆる雑誌等の再利用についても、市民の皆様にリサイクルのご協力をいただけるよう検討してまいります。

令和7年8月稼働予定の新ごみ処理施設での燃料化方式は、可燃ごみを固形燃料化し、資源として再利用するものであり、循環型社会構築に寄与できるものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の答弁の中で建設候補地が最終確定後に地理的条件等も考慮し、判断するとのことでしたので、今後、私も注視してまいります。

予算については、建設候補地周辺の自治会の皆様のご意見をお聞きしながら、できる限りの対策を講じるとありましたので、地域住民の立場に立って進めていただきたいと思います。この点についても前向きな回答であり、注視したいと思います。

2点目の答弁では、燃料化方式のプロモーションビデオが既に検討されていることが分かりました。子どもたちが見ても理解できるような、分かりやすいようにしていただけたらと思います。令和3年度の早い時期での放送を期待しております。

3点目の答弁では、4Rの推進ではマイバッグの持参の周知、エコ消費、コンポストの配布など、多岐にわたって進んでいることが分かりました。特にコンポストは、以前、吉田議員の要望であった配布数の増量についても50基追加の250基と、燃料化方式の原点であるコンポストを多くの方に使っていただくことは大きな意義があると感じています。また、雑紙等のリサイクルも今後の動向に期待したいと思います。

ここで、4R推進に追加検討していただきたい案件がありますので、パネルを使って説明したいと思います。

（阿波市のごみ袋を示す）まず、阿波市では、手元にある指定ごみ袋大と中があります。赤の部分が中になっております。大は45リットル25円、中は20リットルで20円です。（パネルを示す）こちらの表で説明しますと、大の袋は1リットル当たり0.56円、中では1リットル当たり1円となり、中は倍近くの単価でかなり割高なことが分かります。大は中の倍以上の大きさにもかかわらず5円しかかからない点は、容易に中が割高であることが分かります。

他市の例もありますので、話させていただきます。45リットルで高いところは帯広1

35円、阿波市の5倍以上、標準的な水戸市は30円と、それでも阿波市より5円高い、安い沼津市は6.5円と阿波市の4分の1程度です。阿波市の大のごみ袋25円は、平均より少し安い程度です。繰り返しになりますが、中サイズは1リットル当たり単価1円は、帯広の3円に比べると安いですが、平均的な水戸市の0.67円に比べるとかなり高いことが分かります。つまり、リサイクルを進める上で、阿波市の中サイズのごみ袋は割高であり、現にごみ袋販売量はかなり少ないと聞いています。中のごみ袋の単価を下げることにより、分別、減量化に努める人は多いと思います。中サイズの指定ごみ袋の販売価格を1枚15円以下で実証実験の検討も必要ではないでしょうか。

また、多くの自治体でレジ袋を指定ごみ袋として販売する試みが出てきています。下の段では、千葉市では今年の3月2日から5月31日まで実証実験がされ、10リットル千葉市指定袋を8円で販売し、その後5リットルについても9月1日より追加で4円で販売しています。他のサイズとしては20リットルが16円、30リットルが24円、45リットルが36円と、サイズに合わせた単価になっています。また、日本語の印刷のほか、英語、中国語、韓国語の表記もあります。

阿波市のごみ袋大は、平成28年第2回定例会、樫原伸議員の質問によりレジ袋型が実現しています。くくりやすく、持ちやすいと評判です。そんな中でも高齢者の方からは、小さいサイズもあればとの声も聞きます。また、可燃ごみの中でも生ごみは別にして、小まめに出したいという声も聞きます。まずは、先ほど中の指定ごみ袋の単価を見直し、その次に10リットル、20リットルのレジ袋の代わりにレジ袋型の指定ごみ袋の販売についても、併せて検討をしていただければと思います。

ごみ問題については、分別や回収、資源化、減量化など改善できる点はまだまだありますが、市民の皆様の意見を聞かせていただき、勉強し、次回の質問にしたいと思います。

これで今回の全ての質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで、はばたき後藤修君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波清風会樫原伸君の代表質問を許可いたします。

阿波清風会樫原伸君。



○10番（榎原 伸君） ただいま議長の許可をいただきましたので、10番榎原伸、阿波清風会を代表して質問いたします。――、――  
――（22字取り消し）、たくさんの方が傍聴されておりますので、多少緊張はしておりますけども、代表質問をさせていただきます。

1点目は、阿波市の農業振興について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける阿波市農業に対する支援策についてお聞きします。

この秋誕生しました菅政権、菅さん、秋田県出身なので、この菅政権の看板政策の一つである地方創生に大いに期待を寄せていましたが、新型コロナウイルス第3波の猛威に襲われて、政府はコロナ感染拡大防止と経済活動の回復に追われており、地方創生は期待外れとなっております。

地域づくりは、これまで人と人があって交流を広げ、関係を育むことをベースにしてきましたが、新型コロナはそれを避けなければならない感染症です。イベントや集会、祭りを断念せざるを得ない地域が多く、農業体験など人を呼び込むことで経営を成り立たせてきた事業、農家民泊などは継続が危ぶまれています。交流を大切にする都会からの移住・定住者の芽をコロナ禍は摘んでしまっています。そして今、都市住民が関心を寄せる農山村の主な産業である農業が危機的状況を迎えています。特に、花卉、花、畜産、果実などが大変な事態になっております。農家は、この自粛、自粛のぎりぎりのところで踏ん張っていますが、このままでは農業を諦めざるを得ない人が出るかもしれません。国も食の安全保障を守るために農業重視主義に視点を置き、支援策を講ずるべきと考えます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける阿波市農業に対する支援策また申請状況をお聞きします。

2点目は、酪農、肉用牛生産の振興についてであります。

TPP11ですね、今、日本を含めて11か国が加盟しております。このTPPまた日EU・EPAに続いて今年1月には日米貿易協定が発効され、畜産業を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。日本農業新聞でアメリカからの牛肉輸入量が、発効後10日間で昨年1月分の5割強に上ると記事が出ていました。この日米貿易協定に伴う農林水産物の生産額は、畜産を中心に最大9億3,000万円の影響があると報告され、今後の畜産業界が心配であります。特に心配なのが、今回質問を出しております酪農と肉用牛です。

酪農については、海外の安価なチーズやバターなど乳製品の流入によって、国内最大の酪農地帯であります北海道では乳製品から牛乳の生産にシフトすることになり、そのあおりを受けて酪農家と一体となり牛乳、乳製品を生産している全国の乳業工場が統合、撤廃を図ることが予想されます。県内唯一の乳業工場、これは何とか移転の方向で話が進んでいくので、少し安心しているところではありますが、収縮化体制の強化、これを図っていくことが重大だと思います。

牛肉についても、セーフガードの設定はあるものの、かつてない自由化に家族経営が主体の肥育農家は押し潰されてしまわないかと心配です。阿波市の酪農、肉用牛農家は、飼料価格の高騰、肉用の素牛など生産資材価格の高止まりが経営を圧迫し、さらには高齢化や担い手不足も加わり、経営戸数が減少し続けております。しかし、一方では、このグローバル化の波に打ち勝とうと規模拡大やブランド化にチャレンジしている生産者がいることも事実です。

人口減少や食生活の変化などから国内需要も縮小する中、本市畜産業は農林水産業の28%を占める重要な基幹産業です。和牛など国のG o T o キャンペーンなどが奏功し、回復の兆しが見えつつありますが、在庫の推移は以前不透明なままです。グローバル化、コロナ禍の影響を受ける酪農、肉用牛をしっかりと守って、阿波市の畜産農家が再生産できる体制を構築してほしいものです。そこで、こうしたグローバル化、コロナ禍による影響に対する阿波市の酪農、肉用牛生産の振興についてどのように取り組んでいくのか、お聞きします。

そして、3点目ですが、水利施設の老朽化対策についてお聞きします。

農業の3大要素は、人すなわち労働力そして農地、今は技術となっていますが、過去は水でした。私は、なぜかこの水に関して10年の間一度も質問してきませんでしたが、農業用水は人々の食生活を支える上で、命を支えるという意味では非常に重要な役割を果たしています。阿波市、阿波の北方、月夜にヒバリが足をやくと、こういうふうにやゆされて、戦後はお米など作れない土地柄でしたけども、昭和46年、吉野川北岸用水の利水が始まり、この北岸用水の潤沢な水によって県下一の農業地帯に生まれ変わりました。しかし、大動脈とも言える北岸用水と幹線、さらにその先に延びる各支線の老朽化が進んでいるようです。農業の用排水に使われる施設で受益面積が100ヘクタール以上の基幹的施設の半数以上で老朽化が進み、耐用年数を過ぎているとの発表がありました。

そこで、農水省は標準耐用年数を過ぎても、直ちに問題になるわけではないと述べてい

ますが、このような基幹的施設の建設や長寿命化は、国、都道府県が行いますが、この数字に表れてこない老朽化による経年劣化などによる漏水などの事故は、近年増加傾向にあります。阿波市においては、施設の維持管理や修繕を各土地改良区が行っていますが、各改良区の財務状況は厳しく、少額予算では保守、修繕は限られているのが現状です。そして、農業従事者の高齢化と比例して土地改良区も高齢化が進み、維持管理を支える人材確保に頭を悩ませています。阿波市農業の持続には農業用水は欠かせません。水利施設の老朽化対策についてお聞きします。

最後に、農作業事故、その安全対策についてお聞きします。

毎年春には、春だけでなく秋もあるんですけども、農水省の呼びかけで各自治体、J A、農機メーカー、そして農業関係団体などが参加して農機事故の削減を目指して農作業安全確認運動が行われています。阿波市では発足以来、農作業の死亡事故がなかったのですが、この運動が終わった6月、死亡事故が起きてしまいました。農業に非常に熱心な方で、近所の方の圃場をトラクターで耕うんしようと不慣れな圃場へ乗り入れをしていてトラクターが横転、運悪く下敷きになって死亡事故につながってしまいました。農業をされている議員は何人かおいでます。皆さん、ヒヤリ、ハッとした経験、1度や2度はしているはずで。農業従事者は、阿波市農業の貴重な戦力ですので、官民挙げた取組が重要だと思います。

2018年のデータですが、農作業の死亡事故者は全国で274人です。この事故者のうち53%がなんと80歳以上でした。今や農業従事者の平均年齢は67歳と高齢化をしております。高齢者にありがちな反射神経が鈍くなっているにもかかわらず、自分は大丈夫だといった自信過剰によるもの、そしてまた高齢者の特徴として根気と我慢強さが挙げられます。熱中症による農作業中の死亡者の70歳以上が86%を占めているというのもうなずけます。こうした高齢の農業従事者も阿波市農業を支える担い手であり、貴重な阿波市農業の戦力ですので、特に農業者への安全対策についてお聞きします。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 阿波清風会榎原伸議員の代表質問、阿波市の農業振興について幾つかご質問をいただいております。順次、答弁させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける阿波市の農業者に対する支援についてのご質問にお答えします。

一般の新型コロナウイルス感染症に伴う外出の自粛やイベントの延期など、その影響は

飲食業、宿泊業に限らず農業分野においても影響があり、さらに拡大することが危惧されたため、これまで国や県また本市において影響を受けた農業者に対し様々な支援策を講じてまいりました。具体的には、国では大きな影響を受けた農業従事者の事業継続を下支えする持続化給付金、販路開拓や事業継続のために必要な機械、設備等の導入を支援する経営継続補助金、需要の減少により影響を受けた野菜等の次期作に取り組む生産者を支援する高収益作物次期作支援交付金事業などを実施しており、多くの農業者の方にご利用いただいております。

また、徳島県では、就業者の感染による休業や農産物の価格低下等の影響を受けた農業者に対し貸付金利や保証料の一部を助成するとともに、特に経営状況の厳しい農業者に対しては、一時金を支給する徳島県新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業を実施しております。

さらに、本市では、影響を受けて経営状況が厳しくなった農業者あるいは経営が厳しくなる農業者に備え、国の持続化給付金や徳島県の応援給付金等の緊急経済対策と連動し、経営の安定持続のために借り入れた融資額に応じて一時金を支給する阿波市新型コロナ対策農業者応援給付金事業等を実施しております。農業は本市の基幹産業であること、また重要性や振興が市民生活の安定に欠かせないものであることなどを踏まえ、今後においても新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、効果的な施策を推進し、コロナ禍においても頑張る農業者の不安払拭と、その支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、酪農、肉用牛生産の振興についてのご質問にお答えいたします。

酪農や肉用牛などの畜産分野においては、本市の農業産出額の3分の1程度を占め、市内外に安心・安全な食料を供給するとともに、環境保全や農地保全等の多くの役割を担うなど、その振興は本市農業の活性化に大変重要な分野であると認識しております。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により外食需要が落ち込むなど、特に肉用牛を取り扱う畜産農家にとっては大変厳しい環境下にあると考えております。このようなことから経営状況が厳しくなった畜産農家に対しましては、園芸農家に対する支援策と同様に、国の持続化給付金や経営継続補助金、また徳島県の新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業や本市の新型コロナ対策農業者応援給付金等の事業を実施しているところです。

そのほかにも、産地の収益力強化や担い手の経営発展を図るため、農業用機械や施設の導入を支援する強い農業担い手づくり事業、就農準備や経営開始に要する資金を支援する農業次世代人材投資資金、農業機械等の導入を支援する徳島県の農山漁村未来創造事業や

本市独自の阿波市農業フォローアップ事業など、畜産農家の方にもご利用いただける制度であることから、本市としましても積極的な活用推進に努めておるところです。

畜産は、農業を基幹産業とする本市において周年農業が実現できる重要な分野であることから、コロナ禍の対応はもとより、今後においても農業情勢や時代の変化に柔軟に対応しながら、効果的な施策を推進し、畜産振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、水利施設の老朽化対策についてのご質問にお答えします。

農林水産省の平成29年度農業基盤情報基礎調査によりますと、全国の基幹的農業水利施設は、ダムや取水堰等の点的な基幹的施設が約7,600か所、基幹水路が約5万1,000キロ整備されています。それらの施設の多くでは老朽化が進行しており、基幹的施設で約53%、基幹的水路で約40%が標準耐用年数を超過している状況です。また、水利施設の突発事故の件数は増加傾向にあり、その中でも施設の経年劣化や局部的な劣化が主な事故原因となっております。

議員ご質問の水利施設の老朽化対策につきましては、国営事業で整備された施設については、国が実施することになっております。一方、国営事業で整備された施設であっても、土地改良区等へ譲渡された施設については補助事業などを活用し、土地改良区が実施することとなっております。このようなことから、国においては今年度、用水利用の効率化、施設の老朽化、大規模地震への備えなどの課題解決に向け、国営吉野川北岸二期土地改良事業の拠点として、本年8月1日、阿波地域交流センター2階に中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所を開所いたしました。これに伴い新たに阿波市に住所を移した職員5名、阿波市から雇用された臨時職員2名を含め合計11名で事業を実施しているところ です。

なお、事業の進捗状況により職員の増員し、最盛期には約40名の職員が事業の早期完成を目指していくことになっており、基盤整備の強化が図られるだけでなく、経済財政効果も期待されます。

本市では、土地改良区等が実施する水利施設の老朽化対策に対しては、土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針に基づき、これまでも事業費の一部を助成しておりますが、今後も関係機関と情報共有し、限られた予算の中で支援してまいりたいと考えております。

次に、農作業事故、安全対策についてのご質問にお答えいたします。

近年、農業機械の開発と導入は著しく進歩を遂げており、農業経営の生産性の向上に大

きな役割を果たしております。その一方で、農作業による疲労の蓄積や農業従事者の高齢化等によりまして、依然として農業機械の利用に伴う農作業事故が発生しており、全国では毎年約300人の方が尊い命を失っており、本市においても今年6月、農業用機械の運転中に痛ましい死亡事故が発生しております。農作業中の事故を防止するためには、農業者一人一人が安全対策の意識を高めていくことが重要であると考えます。本市としましては、毎年3月と9月に開催されている全国農作業安全確認運動月間での啓発活動や市のホームページまた広報紙やACN等で周知を図るなど、なお一層安全対策の意識高揚に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 今、部長からは4点一括して答弁をいただきました。先に2点まとめを述べさせてもらいたいと思います。

酪農、肉用牛の生産振興についてですけれども、この自由化の打撃に加えてコロナ禍によつての給食の牛乳需要が減少したり、外出自粛の動きが広まり、肉などの高級食材の需要が低迷と、大変厳しい環境下にあるのが畜産農家です。答弁では8つの支援事業もあるようですが、阿波市では学校給食に和牛を使うなど、産地の実情に合わせた自治体独自の支援と、今県が進めております畜産成長戦略、これ阿波市でも策定をお願いしたいと思えます。

あと水利施設の老朽化対策におきましては、先ほどの答弁にもありましたが、先月、吉野川北岸二期地区の事業所開所式が行われました。この事業では、三好市から板野町までの吉野川北岸の用水路を改修する。この事業で大規模地震による農業への影響や道路などへの2次被害を防ぐため水路を耐震化するようです。非常に特筆なのは、中四国農政局の事務所を阿波地域交流センター2階に構えて、拠点を阿波市に持ってきたことです。これは、市長の地道な努力が実を結んだ、そしてタイムリーな取組だと思えます。公共施設の利活用が図られた上に、マックスで40名の職員が勤務するとなると、かなりの経済、財政効果が見込まれます。そして、受益面積が最も大きいということに加えて、先ほど言いました交流センターに拠点を置いたということで、国営のかんがい排水事業がここ阿波市からスタートすると聞いております。これ、阿波市にとっても、阿波市の農業従事者にとっても朗報以外の何物でもありません。ただ、この事業は2034年までの15年の長い計画ですので、その間、毛細血管に当たる支線の改修や補修は従来どおり各改良区でしな

ければなりませんので、事業費への手厚い助成をお願いします。

そして、再問させていただきます。阿波市農業に対する支援の中で、答弁では持続化給付金をはじめ、各種支援事業がたくさんあることが分かりました。また、阿波市独自の阿波市新型コロナ対策農業者応援給付金事業、この中では融資額に応じて一時金を支給して、経営の安定、持続を支援しているようです。申請状況もお聞きしていたのですが、答弁漏れとは申しません、後日資料で頂けたら結構です。

答弁の中にありました高収益作物次期作支援交付金について再質問します。

これ、なぜなら、この支援策が現場で混乱を招いたからです。この支援策、もともとは5月の一斉休校、それに伴い学校給食が休止、その影響を受ける生産農家を支援するというのが当初の趣旨と聞いております。内容としては、新型コロナウイルスの流行で売上げが減るなどの影響を受けた野菜、花卉、果樹、お茶などについて次期作に前向きに取り組む農家を支援するとのこと。今年2月から4月にかけて販売実績、出荷実績があるか、廃棄などで出荷できなかった農家を対象にしていました。阿波市では、レタスまたブロッリー、キャベツ、イチゴですか、そういった栽培農家が対象になると思われます。収量向上につながる種苗や肥料、農薬の購入や次期作に前向きに取り組む場合、10アール当たり5万円が定額交付されるというものです。施設園芸の花弁などは80万円で、ブドウなど25万円と、支援が大きくなっているようです。

第1次補正予算で242億円確保しての交付金ですが、時間がなかったとはいえ、農水省の制度設計があまりにもずさん過ぎます。減収額の確認などもせず募集をかけたものですから、一時対象農家の間で計画を出したら反当5万円支給されると、こういううわさが広まり、市役所に申請者が殺到しました。さきに答弁がありました各種支援事業の中、例えば持続化給付金では、前年と今年度の単月比較で50%売上げが減少したというのが条件です。当然その売上げの減少の証明する資料が必須です。

問題は、申請者が口をそろえて計画出ただけでほんまにもらえるんでと口々に聞かれたみたいですが、取組内容と対象作物が添付された写真で、それが確認されたら支給されると説明している点です。申請事務を受け持った阿波市にも多少の責任はあると思います。農水省が想定した、全国ですよ、何倍もの申請があり、要件変更に踏み切ったようですが。私が再質問を出した理由はここにあります。農水省は制度設計のずさんさをまづわびて、条件変更に至った経緯を真摯に説明すべきなのに、このままでは影響がない農家に支払っているとの批判を受けかねないと、こういった理由説明をした点です。自分たちの

制度設計の甘さを棚に上げて、まるで農家を悪者扱いして、責任転嫁の何物でもなく、これでは農政への信頼を大きく損なわれたと思います。

10月に入って、この次期作支援の要件が変更されました。そこでやっと出荷、廃棄により売上げが減少とうたわれ、確認も行われるようです。なぜ、最初からこうした内容で募集をかけていなかったのか。最初からこうした内容で募集をかけていたら、国民からも理解が得られる支援策だと思います。ただ、はしごを架けておいて、いきなりはしごを外された農家の思い、そしてこの交付金を見込んで農業機械や設備投資した人、また農業委員会に農地の利用権設定をした人いるでしょうから、農政への信頼回復に向けて、反省を込めた真摯で丁寧な説明が必要だと思います。当初の申請受付事務を受け持った阿波市では、この要件変更の経緯、内容の説明責任を果たすべきと考えますが、阿波市の対応をお聞きします。

そしてもう一点、農作業事故の安全対策ですが、熱中症や農業機械の事故に関しては、これは自己責任の部分が多いので、農作業事故に対する行政の考えや取組を聞くのはちゅうちょしました。答弁では、予想どおり農業者一人一人の安全対策意識を高めていくことが大事だと、おっしゃるとおりだと思います。ですので、より一層の啓発活動をお願いします。

そして、農作業事故に少しは関連するかと思ひまして、大型特殊免許の取得支援について再問いたします。

昨年4月に道路運送車両法の保安基準が緩和され、トラクターにロータリーなどの作業機をつけたまま公道を走られるようになりました。その一方で、道路交通法では全幅1.7メートルで全長4.7メートル以上の車両は公道走行時には大型特殊免許が必要となりました。トラクターの馬力数でいえば25馬力以上ぐらいのトラクターだと恐らく1.7メートル以上のロータリーが付くと思います。私が所有しているのは30馬力ですので、今朝測ってみましたら1.8メートルありました。取得していない人、すなわち無免許運転は3年以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられます。交通違反点数はといいますと25点です。普通免許などの免許が一発で取消しとなります。そして、2年間は再取得ができない。阿波市で車に乗れないとどれだけ不便かは、皆さんがお分かりのはずです。このように厳罰化されたにもかかわらず、トラクターはスピードが出ないとか、すぐ近くの圃場へ行くとか、受講したいけど受講料が高い、そういったことを理由に、危機感を抱きながらも取得には至っていない人がかなりいると推測します。今年に入って地元の自



自動車教習所には大型特殊免許の取得を希望する入校者が増えているそうです。ここでは、J Aで証明書を出してもらえれば、受講料の一部が減額されるそうです。高知県では、ついに検挙者が出たと報道されました。免許取消しになれば、農業にも、そして日常生活にも大きな支障を来します。これまで農作業付トラクターの公道走行に規制などなかったものが、昨年突然規制をかけてきて、これ、私には警察による農家いじめにも思いますけども、ここに来てそんなことを言われてられませんので、阿波市において、法令違反への周知はもちろん、大型特殊免許の取得費に対する支援の考えを併せてお聞きします。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 阿波清風会榎原伸議員の代表質問、阿波市の農業振興について再問をいただいております。順次、答弁させていただきます。

初めに、高収益作物次期作支援交付金の見直しについてのご質問にお答えします。

高収益作物次期作支援交付金については、国が新型コロナウイルス感染症の影響により、市場での売上げが減少するなどの影響を受けた野菜、花卉、果樹等について国内においての新たな需要等に対応するため、次期作に向けて生産拡大に取り組む農業者に対して、野菜については10アール当たり5万円、花卉については80万円が交付される支援制度で、今年4月に開始されております。

本市では、この交付金が農業者の生産活動を下支えする大変効果的な支援策であることから、7月に特設会場を設け、申請を受け付けた結果、635名の農業者の方から合計で4億円を超える交付額の申請を受け付けておりました。しかしながら、国は新型コロナウイルスによる影響が出ていない作物も交付金の対象となっていたことを理由に、前年と比較して減収していることを条件に加えるなど、制度の大幅な運用見直しが行われました。このことから本市では、既に申請されている農業者が困惑することないように見直し内容を通知するとともに、11月9日から11日までの3日間で市内を6地区に分けて説明会を開催したところです。

次に、大型特殊免許の取得支援についてのご質問にお答えいたします。

近年、農作業の効率化や農業経営の大規模化に伴いまして、多くの農業者がトラクターなどの大型機械を導入しております。道路運送車両法では、車両の装備や検査など保安基準が定められており、トラクターにロータリー等の作業機を装着した状態では、安全確保の観点からこれまで公道での走行は認められておらず、ロータリーなどは圃場まで別に運搬し、圃場で装着して使用しなければならない状況でありました。こうした中、今年1

月、議員お話しのとおり、道路運送車両法が見直され、作業機を備えるトラクターの基準が緩和されたことから、公道での走行が可能となりました。しかしながら、農業機械が一定の幅1.7メートルを超えますと道路交通法では大型特殊自動車に区分され、公道を走行するに当たっては大型特殊免許を必要とすることが明確となりました。このことから市内の多くの農業者は、今後の農業経営に支障を来さないよう、徳島農業大学校や徳島県運転免許センターあるいは民間の自動車学校において大型特殊免許を取得しております。

この大型特殊免許に係る受講費用は受講機関によって異なりますが、民間の自動車学校では農耕車だけでなく全ての大型特殊自動車を対象としていることから、受講費負担が大きくなっていることは認識しております。しかしながら、大型特殊免許の取得支援については、既に多くの農業者の方が自主的に取得をされていることや、他産業分野の方との均衡の観点から、免許を取得されます農業者の方にご負担いただきたいと考えておりますが、今後、他市町村の動向も注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 先に、大型特殊免許のまとめをさせていただきます。

今、答弁のように、大型特殊免許の取得負担、これ既に、おっしゃるように取得している人もかなりおいでます。また、農業以外の産業分野の方との均衡とおっしゃってました公平性ですよね、公平性から見ても資格取得は、やはり個人で負担すべきとのことですが、もっともだと思います。ただ、農業を基幹産業としている阿波市ですので、これまで以上の啓発活動に加えて、自動車教習所や免許センターまた地元JAなどと連携を図って、阿波市らしい大型特殊免許取得の促進策を、ぜひ考案していただけたらと思います。

そして、私が怒りを覚えています、この次期作については、既に申請された農業者には変更内容を通知され、市内6地区で説明会を開催したと、申請者が困惑することがないように説明をしたとのことですが、部長、申請者が落胆じゃないですか、困惑はこの説明をされた農業振興課のほうじゃないですか、いいんですけども、内容変更における申請受付が来週の7日から始まると聞いております。先行投資をした農業機械や生産資材のかかり増しの経費が支援の対象になるようですし、恐らくほとんどの方が半信半疑で申請に行ってると思います。ですので、丁寧な説明で、不承ながらも納得はしてもらえと思いますが、この支援策をきっかけに来年も野菜を作ろうとか、農業を続けよう、こうした営農意欲をかき立てた支援策だったことは間違いありません。せつかくの営農意欲の芽を摘むことな

く、機運を生かすため、そして阿波市農業の持続化に向けて、市長、5万円の定額給付とは言いませんので、阿波市版の次期作支援交付金の創設を提案したいと思います。この件については、藤井市長に答弁を求めます。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 阿波清風会樫原伸議員の代表質問の再々問、阿波市版の次期作支援策を検討してはどうかについてお答えいたします。

先ほど担当部長のほうから説明しましたとおり、国の高収益作物次期作支援交付金については、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして市場での売上げが減少するなどの影響を受け、次期作に向けて生産拡大に取り組む農業者に対して交付される支援制度でございます。この支援策について農水省のほうから説明を受けて、農業者の方に説明会を開催するに当たりまして数回のレクを行いました、担当課でね。その中で私のほうからは、こういういい話である、これは事実なのかということ再度農水省のほうに確かめてくれというふうな指示も担当課に出したところでございます。再度確かめましたら間違いのないということで、この説明会に踏み切ったところでございます。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響が出てない作物も交付金の対象になっているということから運用の見直しを行った結果、本市においても多くの農業者の方が交付金の対象外となっております。この説明会を開催するに当たって、農水省のほうからも、これは誠に申し訳なかったと、ぜひ説明会をして農業者の方に納得をしてほしいという、じきじきをお願いにも来ていただいたところでございます。

本市としましても、このような国の運用の見直し理由や見直し後においても実際に新型コロナウイルスの影響があった農業者に対しましては、国から交付金が支払われていること、また当初の交付金を見込んで先行投資した農業者に対しましては、救済する追加措置が講じたことから、影響を受けていない農業者に対しては、本市独自の次期作支援策は大変難しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 樫原伸君。

○10番（樫原 伸君） ただいま市長から答弁を聞きましたけども、非常に市長に期待をしていたので、できないという答弁で残念です。

市長は、市民の家計を支援する、この秋に阿波市頑張る事業者応援する券、1人6,000円を発行しました。これ登録された事業者の売上増につながり、配布された市民から

も、サービスを提供する個人事業者からも喜びの声が聞かれ、地域経済の回復が図られ、阿波市に笑顔が戻ってきました。阿波市を元気づけたいとの大局観からこの事業を展開されたと思っております。市民と事業者と阿波市がウィン・ウィンの支援策です。この事業、野球に例えればセンター前のヒットではなくて、市長、逆転満塁ホームランですよ。

私が今回要望しました阿波市版の次期作交付金事業も、衰退ぎみの阿波市農業にとってタイムリーヒットぐらいにはなると思いますので、市長の再考をお願いして、次の質問に移ります。

2点目は、選挙における投票率について。

今年11月3日、アメリカ合衆国の大統領選、先進国の中にあつてはもともと投票率が低い国ですけども、2人のキャラクターもあつて二大政党の代表による一騎打ち、非常に盛り上がりを見せて米国史上最高の投票率だったそうです。我が国の投票率はといいますと、世界190か国の中で149位と非常に低く、最近の各種選挙における投票率低下が心配です。衆議院の投票率が2回続けて過去最低を更新したり、有権者が一番身近な政治とも言える地域の地方選挙では、驚くほど低い投票率となっています。阿波市においても、3年前の平成29年、阿波市長選挙が行われ、全体で33.51%、3人に1人しか投票に行かなかったという低い数字です。国会の代表や地方自治体の長を決める選挙の投票率がこのように低いことに、これ単に政治に関心が薄れたと片づけていいものでしょうか。この傾向が続けば選挙結果を民意とは呼べなくなります。我が国は最も進んだ民主主義の国家です。国民主権を基本原則の一つとして捉えているはずですが、このように選挙における投票率の低下と政治的無関心の増大は、民主主義の崩壊にもつながりかねません。このまま、この低下傾向が続くと恐らく投票を義務化すればいい、また罰則を設けたらいい、そういった議論が沸き起こるかもしれません。ですので、国も地方自治体も真剣に、投票に行きやすい環境を作る必要があります。

この、さきに挙げたアメリカ大統領選、投票率が過去最高だったと言いましたが、ここにヒントがあるように思います。トランプ氏は、皆さんご承知のとおり、経営者です、不動産王の、ですから選挙にマーケティング理論を取り入れて、トランプさんの場合はアメリカNo.1、これを公約に掲げて、私に投票してくれたら雇用を増やす、仕事を増やす、こういった分かりやすい論法で、これまで選挙に行かなかった層を取り込むことに成功しております。一方、バイデン氏は、国民皆保険や若者の希望する公立大学の無償化、こういったことを掲げて、これが若者にとっては魅力ある政策と写り、若者を立ち上げることに

成功しました。

我が国でも投票に行かない人、この約6割に近い有権者に対して、投票に行くことの価値を見いだすような政策提案、マニフェストを打ち出せば少しでも投票率が上がるのではないのでしょうか。ただこれは、政治を目指す人、立候補者が学ぶべき手法です。国や自治体としては、民主主義崩壊の危機に対して、投票しやすい環境を作るべきだと考えます。

そこで、来春、市長選挙を控える阿波市です。先ほど市長は、三浦議員の代表質問の中で2期目を目指すと言明されました。一人でも多くの審判を受けて、その重みを市政運営に生かしてもらいたいというのが私の本音です。ぜひ、選挙での投票率を上げる取組についてお聞きをしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 選挙管理委員会に係る質問に関しまして、阿波市選挙管理委員会の委員長の承諾をいただいておりますので、本日は、私のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、阿波清風会榎原伸議員の代表質問2問目、選挙の投票率について、投票率向上に向けた取組についてのご質問に答弁させていただきます。

選挙の投票率低下は、全国的な課題となっており、特に若年層の投票率が他の年代と比べて低い水準となっております。これは本市においても例外ではなく、昨年度執行されました各選挙の投票結果につきまして全体の投票率と18歳、19歳の投票率を比較しますと、平成31年4月7日執行の徳島県知事及び徳島県議会議員一般選挙では全体で57.37%に対し、18歳、19歳の投票率は34.36%、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙では、公職選挙法の改正による選挙区及び定数の変更、いわゆる合区の影響を受けたこともあり全体で38.59%、18歳、19歳の投票率は23.38%と、各選挙とも18歳、19歳の投票率が全体を大きく下回る結果となっております。

このような中、本市では投票率向上に向けた取組としまして、市の広報紙、ACNの文字放送等による選挙の周知啓発、阿波市内のショッピングセンターにおいて投票参加を呼びかける街頭啓発の実施、次回の選挙からは近年、性的少数者、LGBTの方への配慮として投票所入場券の性別欄の廃止、そして今日コロナ禍においても有権者の皆様に安心して投票所に足を運んでもらえるよう、感染防止対策を徹底するなど、誰もが投票しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、これに加えて、特に若年層の選挙啓発及び主権者教育に取り組むことが重要

と考え、その取組といたしまして、阿波西高校と阿波高校において、新しく選挙権を得る高校2年生を対象に模擬投票や模擬開票などを行う選挙スクールを毎年実施しております。このほかにも、成人式において新成人向けのリーフレットの配布、選挙時には18歳、19歳及び20歳代の投票立会人の募集や18歳、19歳の方を対象に選挙啓発用はがきを送付して、投票参加の呼びかけも行っております。今後も、若者をはじめ有権者の皆様一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者として一票の権利を大切に行使していただくよう、引き続き啓発活動や主権者教育を推進し、投票率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） ただいま部長のほうから全体的また若年層への取組も答弁いただきましたけども、あえて若者の投票率を上げる取組について再問させていただきます。

公職選挙法改正によって満18歳に選挙年齢を引き下げた平成28年の国政選挙、非常に投票率に注目が集まった選挙でしたが、若年層の投票率は全体のそれを9ポイントほど下回っておりました。その差は次第に拡大しており、現在では20ポイントを超える差があると言われております。今の若者は忙しいのか、いや、平和なれしているのか、選挙に関心がないのか、理由はそれぞれあるにせよ、選挙に希望を見いだせなくなっているように思います。しかしながら、今後の日本の将来を担うのは、間違いなく若者たちなので、政治を志す人は若者に目を向けて、若者たちの投票率を上げる方法を検討すべきでないでしょうか。

そんな思いに駆られて2年前の平成30年、第4回定例会では、若者の投票率を上げる取組として4点提案させていただきました。インターネット投票、投票所の増設、期日前投票での時間延長、主権者教育、以上、4点について理事者の所見をお聞きしました。当時の企画総務部長の答弁では、選挙の5原則を遵守しつつ、投票率の改善について考察しているとのことでした。このような答弁をいただいて、もう2年が過ぎました。あえて、もう一度2点再問させていただきます。

インターネット投票については、総務大臣のほうで海外居住者に在外投票、インターネット投票の実証実験を進めると発言をされました。我が国は既にインターネットを利用した選挙運動が解禁されているのですから、システムの不安など課題はあると思いますが、国も重い腰を上げるようなので、実施できる準備を進めてはどうでしょうか。所見をお伺

いします。

それともう一点、主権者教育についてであります。

2年前の答弁では、主権者教育、高等学校では新しい科目の公共が中心となって、小学校、中学校では社会科の授業の中で民主主義や地方自治の仕組みを学び、選挙に関しては議会制民主主義を支えるものであるという学習を行っているという学習を行っていると答弁内容でした。私には、あくまで教科書の中での学びとなっているように思えましたし、副教本は読み聞かせるだけの学習のようにも思えました。我が国では政治的中立を言い訳に、政治的教育はおろそかにしているようになってきているように思えてなりません。そして、教える側の教師にも、性教育や主権者教育をタブー視してきた、また敬遠してきた感があります。初等、中等教育における主権者教育は、我が国の10年後、50年後の将来を占う意味でも非常に重要ですので、単なる制度教育ではなく、生き生きとした主権者教育を望みます。教育長も代わられました。高田教育長の主権者教育に対する考えをお聞かせください。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 阿波清風会樫原伸議員の再問、特に若者の投票率を上げる取組についてのうち、インターネット投票の所見について答弁させていただきます。

インターネット投票につきましては、現在、国において調査研究を行っているところであり、成り済まし投票や二重投票の防止対策、セキュリティー問題など、様々な課題が挙げられております。また、法律の改正なども必要となり、課題は山積みしておりますが、インターネット投票が実現すれば外出しなくても携帯電話やタブレットなどを利用して投票ができるようになるため、若年層の投票率向上への期待、天候や災害リスクへの低減、さらには投開票事務の簡素化、迅速化も図られることなど、投票環境への課題解消にもつながり、メリットが大きいと考えております。今後は国の動向を注視し、法律が整備され、導入への課題が解消された際には導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 阿波清風会樫原伸議員の再問、主権者教育について答弁させていただきます。

主権者教育は、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題に対して主体的に解決していこうとする力を身につけさせるこ

とが目的となっております。そのため、社会科、公民科のみならず、家庭科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間等を中心に、主権者教育に関する内容の関連を図りながら、指導を充実していくことが大切であると考えております。

具体的には、単に政治や選挙の仕組みを理解するだけでなく、自分たちが住む街や地域の人々がどのような願いを持っているかを知り、その願いをどう実現していくかなど、自ら課題を発見し、解決する学習につなげることが重要となります。各学校においては、地域の自然や産業をはじめ、地域で働く人々の思いや願いを学ぶ地域学習も行われておりますが、この学習も社会形成に参画する基礎を培う主権者教育につながるものだと考えております。

また、新聞記事の情報を学習に取り入れ、子どもたちが現実社会の課題に関心を持たせる学習を行っているところもあります。さらに、授業にディベートを取り入れ、学校や社会の中で起きている事柄について自分の考えを明確に発言し合う学習を行っているところもあります。

中学校では、生徒会役員選挙の際に本物の投票箱を使用し、投票する模擬選挙なども行っておりますが、このような疑似体験をする主権者教育も重要であると考えております。今後においては、教科等における主権者教育の内容相互の関連を図りながら、児童・生徒の学習負担にも十分配慮しつつ、将来の主権者としての意識を高める主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 部長からはインターネット投票、国の動向云々の答弁に映りましたけども、私が若者の投票率を上げる取組としては、やはりインターネット投票が最も短期的な有効手段だと結論に至りました。ネット社会の中で育った今の若者には、従来の選挙の5原則や選挙運動に課せられた規則、規制、これがどう映るのでしょうか。直接主義、直接投票しなきゃならない、この直接主義に反するとか、戸別訪問は公職選挙違反に当たる、そんな堅いことを言わずに、部長の答弁にありましたメリットの部分、若年層の投票率が向上する、天候や災害リスクの低減が図れる、投開票事務の簡素化や迅速化が図れるといったメリットのほうにだけ目を向けて、ぜひ推し進めていただきたいと思います。

ただし、私は個人的に、幾らインターネット投票が解禁されても投票所に足を運んで、



自分の意志で候補者の名前を書く、それによって選挙の重みを実感したいタイプですので、こんな人間もいますので、従来の自書とインターネット投票の併用をお願いしたいと思います。

そして、主権者教育について、高田教育長からは単に学習の一環としてではなく、社会を生き抜く力や地域の課題に対して主体的に解決していこうとする力を身につけさせるんだと、そういうことを目的にする。そして、私が常々申してますディベートなどの実践も取り入れていくと、本当に一言一言に高田さんの熱意が感じられました。

北欧のスウェーデンでは、18歳から二十歳の投票率85%です。なぜ、こんなに高いのか。スウェーデンでは充実した主権者教育やふだんから子どもたちに意見の場を与えていることが背景にあると言われていています。我が国では、校則はきちんと守りなさいと教えますが、スウェーデンでは校則が本当に正しいのかどうか、自分たちで判断しなさいと教える。この主権者教育レベルの違いを感じます。ぜひ、教育長には校則やルール、社会の仕組みは自分たちが参画すること、自分たちが意見を言うことによって変えられる、そんな子どもたちを育ててください。

ただ、教育長、この取組、成果は、今選挙年齢18歳まで引下げられましたけど、6年、8年かかります、こうした長期的な取組でありますけども、主権者教育は我が国の存亡に関わる、との強い信念の下、高田イズムを浸透させてください。そして、選挙の在り方は、その国の成熟度を表すと言われていています。この主権者教育は、学校における段階で完結させるのではなく、有権者になっても主権者意識は高く持つべきと考えますので、生涯学習としての主権者教育体制の確立を、市長、教育長に要望して、全ての質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで阿波清風会榎原伸君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番榎原賢二君の一般質問を許可いたします。

15番榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました、阿波みら

い樫原賢二でございます。

このたび、私は令和2年6月議会において、密接の問題から3密の問題をさせていただきました。そのときに感染された方、また亡くなった方に対してお悔やみ、またお見舞い等々を申し上げなかったこと、半年になるんですが、心痛んでおった次第でございます。改めて申し上げさせていただきます。また、今回、徳島県保健福祉部、これは日にちは12月3日でございますが、健康づくりコールセンターの情報では、全世界では、日本を除いてですが、コロナウイルス感染者が約6,450万名、亡くなった人は約149万名と、日本ではコロナウイルス感染者が約15万3,000人、亡くなった人は2,140名、徳島県ではコロナウイルス感染者が182名、亡くなった人は9名、阿波市ではコロナ感染者が2名、なお1名においては県外ということが、兵庫県と言いました、十分理解ができませんのですが、この人が往来をしておって1名、すなわち阿波市は2名ということでございます。そういうことで非常に阿波市は感染を抑えておるのが現状でございます。

また、私も実は徳島新聞をこよなく愛しておるんですが、12月3日、先日でございますが、木曜日でございます、イギリスのコロナワクチン承認と、これ今から見せますが、あらあら申し上げてからですが、アメリカのファイザーという会社がワクチンを発明して、ほんでイギリスがコロナワクチンを承認したと、当然日本も黙っちゃおれんということでワクチンを全国民に無料提供、改正予防法、接種法は成立ということで、先般、全会一致で国会で可決したということで、これは朗報でございます。これ（新聞を示す）しばらくの間、市民の方に見ていただいたらと思います。これ見えるのかな、いつもちょ小まいけん、まあ、ええわ。ということでございます。

新型コロナウイルス感染症のワクチンは、先ほど申し上げましたように、国の費用で全国民に無料で提供、国会で全会一致と、無論市の職員、いつも申し上げておるように、市民のサービスをされておるのが、最も市の職員が頑張っておるのが現状でございます。また、市長を筆頭にコロナ対策に、また医療関係者、市民ボランティアの方々に対し敬意を表し、新型コロナに感染した方々に対し、また亡くなった方々に対し、お悔やみ、お見舞いを申し上げます。今回は忘れないように、この点十分に申し上げとかなんだら、前回、阿波みらい代表でやったときには、これを言うてなかったばかりに、本日まで苦しんでおったわけでございます。今日をもって晴れるわけでございます。どうぞよろしく願います。

それでは、通告してございますように、阿北環境整備組合についての質問をさせていただきます。阿北環境整備組合のことについて3点通告してございますので、順次質問をいたします。

まず1点目は、吉野川市脱退についてでございます。

吉野川市から脱会の予告があり、阿北環境整備組合から吉野川市が令和3年、来年3月31日でございますが、脱会することになっておるわけでございます。この協議状況はどうなっているか。

先般、理事会もございましたが、この問題は触れずして理事会は終わったんですが、これはあくまでも幹事会がやる、理事以外の上板町、阿波市、吉野川市、神山町、この2市2町で協議して内容を決めるということでございます。

また、今度は2点目でございますが、土地におかれましては、県、国、市の所有物件ではございません。ということで、土地については全くございません、借り物でございます。しかしながら、建物、借入金、基金残高について、阿北環境整備組合が所有している建物、借入れ、基金残高等が幾らあるのか。この点も併せてお願いします。

3点目、これが厄介な問題でございます。3点目はバキューム車の令和3年4月1日以降の取扱いについて、現在の許可の状況と吉野川市が脱退すると収集業者の構成はどうなるのか。

以上、3点を質問させていただきます。答弁内容によりましてちょっとだけ質問すると思いますが、よろしく願い申します。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 樫原賢二議員の一般質問、阿北環境整備組合について複数ご質問いただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の吉野川市脱退についてでございますが、議員も申されましたとおり、吉野川市は令和3年3月31日をもって阿北環境整備組合を脱退することが決定しており、吉野川市脱退に伴う財産の取扱いについて検討する必要性があることから、阿北環境整備組合の構成市町である阿波市、吉野川市、上板町、神山町の副市長、副町長等で組織される幹事会及び担当課長会において財産の取扱いについて協議を慎重に重ねております。具体的には、阿北環境整備組合が有する建物や基金等の財産の状況、起債、返済すべき金額の確認など、吉野川市脱退に向けた複数の課題について最終的な案作成に向け協議を行っております。

2点目の建物、借入れ、基金残高についてでございますが、阿北環境整備組合の今の施設は、昭和60年3月に事業費約17億5,000万円で建設をされています。低希釈二段活性汚泥法処理方式を採用し、施設の延べ床面積は4,673.6平米となっております。建物は築35年が経過しており、今後は修繕を行いながら運用を行ってまいります。予想される大規模工事等に使用するための財政調整基金は、令和元年度末残高で約9,400万円となっております。平成28年度から令和元年度にかけて一般廃棄物処理事業債を活用し、機械等の設備改修及び修繕工事を行っており、借入額は合計で1億3,310万円となり、令和元年度末での起債残高は約1億2,300万円となっております。

3点目のバキューム車の令和3年4月1日以降の取扱いについてでございますが、廃棄物処理法に規定される一般廃棄物収集運搬業の許可は、現在、阿北環境整備組合が行っております。阿波市内5業者と吉野川市内7業者に対して許可を行っております。吉野川市が阿北環境整備組合を脱退する令和3年4月以降につきましては、阿波市と吉野川市がそれぞれの市で許可できるよう、今、調整を進めております。令和3年度以降において、市民の皆様また事業者の方が混乱を招かないように一定の期間内は現在の許可業者での運用を続けたいと考えております。一定の期間経過後につきましては、阿波市内での事務所設置等の条件を満たす者に対して許可を行えるよう検討を行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原賢二君。

○15番（檜原賢二君） ただいま3点の答弁をいただきました。よく分かるんですが、吉野川市脱会ということで非常に、この問題寂しく質問をいたすんですが、経緯を申し上げましたら、私も理事でございますので、資料は頂いております。そこで、この阿北環境整備組合は、築約35年が経過しておるわけでございます。その中で一番最初は、阿波麻植環境整備組合設立の許可、設立してよろしいという許可をいただいたのが昭和39年4月23日、それから今日本日まで大きな屈折がございました。その中で大きな転換期があったのが昭和44年9月25日、土成町と吉野町が加入された。そのときは一番最初に構成されたのは、前後してありますが、組合構成が阿波町、市場町、鴨島町、川島町、山川町、美郷村と、阿波麻植で設立した6町村でできました。ここが問題でございまして、鴨島町、川島町、山川町、美郷村、3町1村が一発にぬけるわけでございます。金額はさておいて、ただ言えることは、土成町が加入して、このときに昭和47年に阿北

環境整備組合、今の阿北環境整備組合に一発に階段が上がったわけでございます。そういうことで、今度は昭和60年に新しく竣工、新しく竣工というのは改装でございます。ここで17億5,576万4,000円、こういうことで今現在稼働しておるんですが、今年度、令和2年度は約3億7,000万円投資しまして、今現在運営しておると、そういうことで、金額面につきましてはあまり、これ組合議会でございますので、お叱りいただいたらいけませんので、またいろいろな諸問題がございます。そういうことで組合議会ですら十分審査し、審議していくものと確信するわけでございます。

ただ言えるのは、先ほどお答えいただきました吉野川市脱退についての手順、これから建物、借入れ、これもそのとおりでございます。バキューム車の令和3年4月1日以降、これが実は、先ほど申し上げましたように、昭和39年4月23日から許可を与えておりますもんで、吉野川市のバキューム車が阿波市にございます。ただし、阿波市の車も吉野川市にございます。しかしながら、お答えは事務所等々を設立して、許可を与えております。これにはいささかの問題はないように聞こえたので、阿北環境整備組合の問題については、これでお答えも結構でございます。どうもありがとうございました。

阿北環境整備組合のことについて1点だけ申し忘れておりました。

実は、矢田部長からご答弁いただきましたが、毎回、私申し上げておるんですが、この席の中にも組合議員おられるんですが、A、B、Cと車を分けましたら、吉野川市が7業者、保有車両が17車両、対応済みが7、側面のみが10、そういうことで吉野川市が。阿波市が業者数が5、保有車両12、対応済みが7、側面のみが5、側面というのは横っちょだけ、これが神山町は全部、業者数が2、保有車両が6、対応済みが完璧にできておるのが6、側面のみはございません。上板町は4業者で11台でございます。対応済みが9、側面のみが2でございます。これが、矢田部長、バキューム車に皮膜をすることで、ここに載っただけです、この確約書に、これを運営するについて条件の中に、なぜ、これができるのかと、これはお答え結構でございますので、私が切実と言うたこと、今度幹事会で言うてもろて、せめてその周囲の方に納得してくれるように、この条件が入るとるから、入っとらんだつたら言いませんけど、入っとるから言うんであって、環境、特にこれ今、意識環境はやかましく言われよりますけん、この点、幹事会でよろしく願います。

それで、これは一応、先ほど追加で申し上げましたから、これで終わらせてもらいます。

続いて、ジェネリックの問題でございます。

ジェネリックにつきましては、非常に厄介な問題でございます。これはジェネリック医薬品推進について、①徳島県、本市におけるジェネリック医薬品の普及率ほど、ジェネリック医薬品の利用促進について、医療費の増加が財政を圧迫していると言われる中、国においては医療費の適正化に向けた取組の一つとして、ジェネリック医薬品の使用を推進しており、2020年9月にジェネリック医薬品の使用割合の目標値を80%としているということを聞き及んでおります。ジェネリック医薬品、後発医薬品は、新薬、先発医薬品と申すんですが、同一の有効成分を同じ量含んでおり、効能、効果、用法、用量も基本的に変わず、錠剤、カプセルなどにするときにするときに使う添加剤が異なるだけで、治療学的に同等として厚生労働大臣が承認されたものとなっております。開発コストがかからない分安くなるそうでございます。ジェネリック医薬品を使うということは、患者はもとより負担が減るだけでなく、国、県、阿波市民の負担が減ることにつながります。

過去に各議員から質問がありました、徳島県が全国最下位、これを見せるんですが、ここ、これテレビ映るんかいな、(パネルを示す)全国最下位、阿波市が県下で24市町村22番目とお聞きしておりますが、これまでの利用率においてどのように改善されたのか、お聞かせ願います。相当改善されたようにお聞きしておりますので、この点、力説をお願いを申し上げます。

また、市においてはジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなるというお知らせの通知、通知というのはこれです。(パネルを示す)これをばんばん送りよんですが、一向に改善されないということを聞き及んでおります。市民からよく聞くことは、安いから効かないのではないかと、医師の処方してもらった薬を飲み、黙ってもうお医者さんが出してくれる、えええ、どうぞというぐらいの謙虚な気持ちでお薬を飲むというような習慣でございます。しかしながら、このジェネリックは、自分から変えてとはなかなか言いづらいと聞き及んでおります。この点もでございます。

もう一点、まだあります。利用率が高い沖縄県では90%近くになっているそうございます。使う使わないは最終的に患者本人の意志によると思われませんが、誤解を招かないような情報の周知をお願いしたいと考えます。そこで、徳島県、阿波市のジェネリック使用率について、また取組についてお聞かせ願います。

以上、2点質問いたしました。一括でご答弁をお願い申し上げます。

○議長(松村幸治君) 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 檜原賢二議員の一般質問2問目、ジェネリック医薬品の問題点について2点のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のジェネリック医薬品の普及率はとのご質問に答弁をさせていただきます。

ジェネリック医薬品は、特許が切れた新薬と同じ有効成分、同じ効能、効果を持つ医薬品のことで、開発経費がかからない分価格が安くなっております。患者さん負担の軽減や医療費の抑制につながることから、行政や医療保険者など、国全体で普及が図られております。本市の国民健康保険におきましてもジェネリック医薬品の普及啓発を推進しているところでございます。

厚生労働省の令和2年3月の最新データによりますと、徳島県のジェネリック医薬品の数量別での使用割合としましては、平成31年3月の1年前では64.9%で、先ほど議員が申されました、全国最下位47位でございました。今回、全国順位は変わってはおりませんが、69.1%となり、5.1ポイント上がっております。

阿波市では1年前に58.2%で、県内順位は22位でしたが、今回は6.8ポイント上がり65%となり、県内順位で2番手上がり20位になりました。県内市町村国保の平均普及率の69.1%と比べますと、まだ4.1ポイント下回っている状況とはなりますが、直近1年前に比べると6.8ポイントの増となったことは、これまで取り組んできた啓発推進の成果が着実に現れていると考えております。

また、本市の医療費に占める薬剤費の比率と金額につきましては、令和元年度の国保の医療費約37億5,000万円のうち、約9%となる約3億4,000万円が薬剤費となっております。

次に、2点目の利用促進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本市では毎年3月上旬に国保加入者の全世帯に発行しております国保だよりにジェネリック利用促進のパンフレットを同封するほか、阿波市ケーブルテレビにおいても啓発用の放送を行うなど、周知に努めているところでございます。

また、ジェネリック医薬品に変更することを患者さんが医師あるいは薬剤師に相談しやすいように、先ほども議員のほうからパネルで見せていただきましたが、ジェネリック医薬品希望シールを3月の国保被保険者証の更新時に被保険者証とともに送付しておりますが、窓口にも希望シールを常備いたしまして、加入手続の際に保険証にシールを張らせていただいております。

さらに、新薬とジェネリック医薬品の利用差額通知というものを令和元年度では延べ4,000通発送いたしました。こちらは、現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合での自己負担額の軽減額をお知らせするものでございます。このことがジェネリック医薬品の切替えにつながってきたと考えております。

また、国保だけでなく協会けんぽや組合保険などの県の保険者で構成される保険者協議会における取組として、医療機関や保険薬局を訪問し、ジェネリック医薬品への切替えについての働きかけを実施しております。このように高額化する医療費の削減を図る施策の一つとしてジェネリック医薬品の使用は有効でありますので、今後の取組の強化に一層努めてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） ただいま矢田部長から質問に対して的確なお答えをいただきました。

なお、再質問でございます。これにつきましては、ご答弁は結構と思いますが、ジェネリックの薬を希望しますということでございますが、これにつきましては相当な、阿波市国保医療課としては時間と手間を費やしとるそうでございます。このシール、（パネルを示す）市民の皆さん分かるかな、このシールをこの保険証もしくはお薬手帳に張ると、ほたら病院がジェネリックを推進してくれると、このしてくれる薬局が阿波市には土成町には3つ、阿波町には3つ、吉野町には1業者が、全部で7業者ございます。これを本来はこの席でお名前と住所を言うたら一番よろしいんですが、個人的な問題がございますので申し上げませんが、できるもんなら市民の方にこういう阿波市に7業者ございまして、今後どういうふうな手順ですか分かりませんが、ぜひ、市民の方にご理解してくれるよう、矢田部長、心からお願いを申し上げます。

それと最後でございますが、先ほど答弁の中で阿波市は20番目に上がったということで、非常に職員共々が努力したあかしが表れておるわけでございます。そういうことで、一番ええところは海陽町、それからうつつといきまして勝浦町が19番、ほんで阿波市が20番目、その下が上勝町、小松島市、吉野川市、美波町、こういうふうにあるんですが、来年度の今頃、また質問させてもらおうと思うておりますが、これぐいぐい上がるように、私もこれ一生懸命作って、ジェネリック医薬品を希望します、これを市民の方に理解してもらって、今日はお偉いさんがたくさん傍聴しておりますので、この方にもこれ、ぜ



ひ、後で見せようと思うとりますが。

ということで、ジェネリック医薬品の問題についての質問は、これで終わらせてもらいます。十分時間がございますが、これをもって私の一般質問は終わらせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで15番樫原賢二君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、7日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会といたします。

午後3時52分 散会